

4 通 達 等

(1) 屋外広告物法の一部を改正する法律の施行通達

建設省都公緑発第80号

昭和48年11月12日

宮城県知事殿

建設事務次官

屋外広告物法の一部を改正する法律について

屋外広告物法の一部を改正する法律は、昭和48年9月17日法律第81号をもって公布され、昭和48年12月16日から施行される運びとなったが、今回の改正は、屋外広告物に対する規制の実情にかんがみ、違反広告物について都道府県知事の行う除却措置に関する規定を整備するとともに屋外広告業の届出制度の創設等その指導の強化を図り、もって都市の美観風致の維持等を確保しようとするものである。

この改正の趣旨に従い、その実施にあたっては、下記の点に十分留意して、屋外広告物条例の改正等必要な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するとともに、すみやかに関係事項を貴管下関係機関に周知徹底方取り計らわれたく命により通達する。

記

1 違反はり札、立て看板の除却措置の簡素化について

違反広告物の除却については、屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第1項及び第2項の手続によるのが原則であり、はり紙についてのみ、同条第3項の簡易な除却手続が認められているところであるが、近時の違反はり札、立看板の実情にかんがみ、これらについても、今回ははり紙と同様の簡易な除却措置を講ずることとした（法第7条第4項の改正規定）。その運用にあたっては、後述3の趣旨に十分配慮しつつ、この積極的な活用を図り、違反はり札及び立看板の一掃に努められたい。

2 屋外広告業に対する指導の強化について

屋外広告物行政をより実効あらしめるために、今回の改正においては、屋外広告物の直接規制と相まって、屋外広告活動の大半を担う屋外広告業者について、届出制度の創設（法第8条の改正規定）、講習会終了者等の設置義務（法第9条の改正規定）、都道府県知事の屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告の制度（法第10条の改正規定）を、それぞれ条例で設け得ることとした。

これらの運用にあたっては、改正の趣旨にかんがみ、法の目的を達成し得るよう、制度の周知徹底に努めるとともに適正な講習会の実施等屋外広告業者の指導監督に遺憾なきを期せられたい。

なお、講習会の実施に際しては、屋外広告業者が比較的零細業が多い現状にかんがみ、その参加経費が過重な負担とならないよう配慮されたい。

3 屋外広告物行政の運用について

屋外広告物行政は、周知のように、都市の美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するため、国民の表現の手段を規制するものであるため、その運用にあたっては、いやしくも国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害することのないよう厳正な運用を期する必要がある、今回この旨を明文化した（法第15条の改正規定）。

今後、屋外広告物行政を推進するにあたっては、この趣旨に留意するとともに、あわせて公共掲示板の設置等公的な表現の場の確保に努められるよう配慮されたい。

なお、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を経た政党、協会等が表示するはり紙、はり札又は立看板の手数料は、これを徴収しないこととされるとともに市民運動、労働運動にかかわるはり紙、立看板等の取扱いについては慎重に行われたい。

4 公衆に対する危害の防止について

近時、屋外広告物の損壊等による事故が多発しているが、広告塔及び工作物等に掲出する広告物の設置については、公衆に危害を及ぼすことのないよう監督を厳重にし、事故防止について万全の対策を講ずるよう広告主、工事施工者等を十分指導されたい。

(2) 屋外広告物法の一部を改正する法律の施行通知

建設省都公緑発第81号

昭和48年11月12日

宮城県知事殿

建設省都市局長

屋外広告物法の一部を改正する法律について

標記については、昭和48年11月12日付け建設省都公緑発第80号をもって事務次官からその基本的事項について通達されたところであるが、その運用については、さらに下記事項に留意されるとともに、すみやかに屋外広告物条例を改正し、その施行に遺憾のないよう措置されたい。

なお、別添のとおり屋外広告物標準条例案の一部を改正する標準条例案を作成したので、参考とされたい。

記

第1 違反はり札、立看板の除去措置の簡素化について

1 この法律による改正後の屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の対象となる「はり札」とは、その材質がベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板のように比較的経易なものからなる札に紙をはったものを、工作物等にひも、針金等でつるし、又はくくりつける等容易に取りはずすことができる状態で取り付けられたものであること。

また、「立看板」とは、その材質が木枠に紙張りし、若しくは布張りしたもの又は上記の材質からなる札に紙をはったものを容易に取りはずすことができる状態で立て又は立て掛けられたものであり、その材質が金属枠であるもの又はいわゆる野立看板のように土地に固定された状態で立てられているものは除かれるものであること。

2 本項ただし書にいう「相当の期間」は、都道府県におけるはり札、立看板の許可期限を参考に判断すべく、通常1ヵ月程度と考えられるが、当該広告物の表示内容等からみて、すでにその意図するところ達成されたと明らかに認められる場合には、「相当の期間を経過」したものとして取り扱って差し支えないこと。

また「管理されずに放置されている」とは、補修その他必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合又は行政庁が違反を発見し、除却すべき旨を通告したにもかかわらず除却に必要なと認められる期間（通常5日間程度）を経過した後もそのまま放置されている場合をいうものであること。

3 本項の規定によるはり札、立看板の除却については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服の申立てはできないと解されるので、本項に規定する要件を充たさないものを除却することのないよう注意すること。

4 本項の規定によるはり札又は、立看板の除却は、知事の命じた職員の監督の下に、除却作業等の事実行為を第三者に委託することができるが、さらに、本項による措置そのものを道路管理者その他の第三者に委任することも可能であること。この場合において、受任者の資格、受任事務の範囲等についての所要の基準を設けることにより、その適正を期すること。

- 5 本項の規定により除却したはり札又は立看板は、いったんこれを保管し、保管の開始後遅滞なく管理者等に引き渡すか、あるいは管理者等に受け取る意思がない場合には適宜処分するものとする。

第2 屋外広告業の届出制度について

- 1 屋外広告業の届出制度を設けたのは、都道府県の区域内において屋外広告業を営む者の実態を的確に把握し、その指導育成に資する趣旨であるので、屋外広告業者が営業活動を都道府県の区域内において行おうとする場合であれば、当該区域内に営業所を有しているか否かにかかわらず、又、他の都道府県に所在する営業所であっても届け出るべきものであること。なお、屋外広告業者の営業活動が他の都道府県に及ぶ場合には関係都道府県知事間で十分な通報、連絡を行うことにより、その営業活動の全体を把握するように努めること。
- 2 法第2条第2項の「屋外広告業」とは、広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいい、元請け、下請けを問わないが、広告物の表示等の工事を請け負わない広告代理業は、これに該当しないものであること。
- 3 「届出」については、手続の簡便を考慮し、必要に応じて、便宜、届出人が所属する屋外広告業者の組織する地域的団体において取りまとめのうえ、届出をさせることとしてさしつかえないこと。
なお屋外広告業の届出を受理した場合は、届出番号を付して屋外広告業者届出簿に記載整理のうえ、その旨を証する届出済証を交付するものとし、屋外広告業者が届出済証又はその写しを、その営業所に備えつけ、公衆に表示するよう指導すること。
- 4 法第8条及び第9条中「営業所」とは、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関し常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいい、その主従を問わないが単なる作業所、連絡事務所等はこれに該当しないこと。

第3 講習会修了者等の設置義務について

- 1 講習会修了者等の設置義務に関する制度を設けたのは、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し、営業所の責任者にふさわしい知識を修得させる趣旨のものであるので、講習会の開催は次により行うこと。
なお、講習会の運営の全部又は一部について、事務の合理化を計る趣旨から、必要に応じ、他の者に委託することはさしつかえないこと。
 - (1) 講習会の講習要目及び内容は、上述の趣旨にかんがみ、おおむね次のとおりとすること。
なお、条例施行後の最初の講習会については、受講者の受講の便を図るため、必要と認められるときは、下記時間数を下まわってもさしつかえない。
 - (イ) 屋外広告物に関する法令
屋外広告物法の趣旨を周知徹底させるとともに、屋外広告物条例及び同規則、都市計画法、建築基準法、道路法等について一般的知識を修得させることを目標として、6時間程度とすること。
 - (ロ) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
都市の美観風致と広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について一般的知識を修得させることを目標として、4時間程度とすること。
 - (ハ) 屋外広告物の施工に関する事項
屋外広告物の種類ごとに材料、構造、設置方法等について一般的な知識を修得させることを目標として、8時間程度とすること。
 - (2) 上述の趣旨にかんがみ、すでに講習会の課程の一部について必要な知識を有すると認められる者については、その申請により、講習会の課程の一部を免除してさしつかえないこと。
特に次に掲げる者については、講習要目の(イ)「屋外広告物の施工に関する事項」の課程を免除すること。
 - (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
 - (ロ) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (ハ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第54条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (ニ) 職業訓練法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付けに係るもの

(3) 講習会は、少なくとも毎回1回開催するものとし、開催にあたっては、あらかじめその開催の日時及び場所その他講習会の開催に関し必要な事項について周知徹底を図るとともに、その講習会の能率的な運営を図り、あわせて受講者の便宜に供するため、講習会の課程をわかりやすく解説した講習用テキストを作成し、受講者に配布すること。

2 法第9条第1項の「講習会の課程を修了した者」とは、講習会の開始時から終了時まで継続して在席し聴講した者をいい、遅刻、退席等があった者については、その程度を十分勘案して、決するものとし、考査等によりその修了を判定しないこと。

なお、講習会を修了した者については、修了証明書を交付し、講習会修了者等台帳に記載整理すること。

3 法第9条第1項の「講習会修了者と同等以上の知識を有する者として条例で定める者」とは、次に掲げる者とする。

(1) 他の都道府県（指定都市を含む。）の講習会修了者

(2) 職業訓練法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの

(3) 知事が講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

なお、上述(3)の認定にあつては、営業所における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有すること及び過去5年間にわたり、屋外広告物に関する法令に違反することがなかったことを基準とされるとともに、認定した場合は、認定書を交付し、講習会修了者等台帳に記載整理することとされたい。

4 法第9条第1項の「営業所ごとに……置かれていなければならない」とあるのは、当該講習会修了者等が必ずしもその営業所に専任の者であることを要しないが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事し得るものを置くべきことをいうものであること。

5 法第9条第2項の「期間」は、次期講習会修了時までの期間に所定の手続に必要な期間を加えたものを限度として定めること。

第4 屋外広告業者に対する指導等について

屋外広告業者の指導にあつては、屋外広告業者が組織する地域的団体の育成を図るとともに、当該団体が屋外広告物の表示方法、施工技術等の改善、広告倫理の高揚等を図り、もって屋外広告業者の質的向上を図るための努力を積極的に行うよう指導すること。

なお、広告物の表示等に関する許可の申請にあつては、工事施工者たる屋外広告業者の氏名、住所等必要な事項を添付させ、工事施工者を事前に把握することによって、広告物規制と屋外広告業者の指導とを一体的に行うよう努めること。

第5 経過措置

この法律の施行のため条例改正に際しては、屋外広告業の届出及び講習会修了者等の設置については、公布後90日程度を経た後施行するものとし、かつ、施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者に対しては、経過措置として、屋外広告業の届出について改正条例の施行後30日程度の猶予期間を置くものとする。

第6 その他

屋外広告物規制の強化とあいまって公共掲示板等を整備することにより、違反広告物の減少が期待されること、とくに、広範な地域にわたり屋外広告物の掲示を禁止する場合には公共掲示板等の公的な表現の場を確保することが重要であることにかんがみ、その設置について積極的に努められたい。

(3) 屋外広告物法の一部を改正する法律の施行通知

平成16年12月17日

国都公緑発第148号

各都道府県知事 殿
各指定都市・中核市市長 殿

国土交通省都市・地域整備局長
竹 歳 誠

屋外広告物法の一部改正について

「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が、平成16年6月18日法律第111号をもって公布され、平成16年12月17日から施行されたところです。この中で、屋外広告物法については、景観行政を行う市町村による屋外広告物条例の制定、許可区域の全国化、簡易除却対象となる広告物等の範囲の拡大、屋外広告業の登録制度の導入等の所要の改正が行われたところです。今回の改正は、違反広告物対策の実効性を確保するとともに、良質で地域の景観と調和した屋外広告物の表示等を図ることを目的とするものであります。

今般、この改正により創設・充実された措置の活用に当たり、円滑かつ適切な運用を図ることが重要であるとの認識から、屋外広告物法の運用に関する技術的助言として、この通知を送付するものです。貴職におかれましては、下記の事項に留意し、改正法について広くその趣旨及びその内容の周知を図り、法の普及に努めるとともに、法の円滑かつ適切な運用を図ることにより、更なる良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止が図られることとなれば幸甚です。

なお、都道府県におかれましては、必要に応じ、貴管内関係市町村（指定都市及び中核市を除く。）に通知していただきますようお願いいたします。

記

I. 広告物等の制限

1. 許可対象区域の全国化について

良好な景観の形成は、地域住民の意向を踏まえそれぞれの地域の個性及び特徴の伸長に資するよう多様な形成が図られるべきことに鑑み、また、今回の屋外広告物法の改正と同時に公布された「景観法（平成16年法律第110号）」の景観計画区域等の制度が農業振興地域や自然公園等も含む広範な地域を対象としうることも参考としつつ、条例で広告物の表示又は掲出物件の設置について許可を受けなければならないとすることその他の制限を行うことができる地域について、「市及び人口5千人以上の市街的町村」との限定を外し、全国で許可制等の制限を導入することができることとしました。

なお、この改正によって、直ちに全ての町村の全域に許可制を導入する必要があるものではなく、どの町村のどの区域に許可制等の制限を導入すべきかは、地域の実情に応じて判断されることが望まれます。

2. 景観行政を行う市町村による屋外広告物条例の制定について

(1) 趣旨

「景観法」においては、景観計画の策定等の景観行政を行う地方公共団体を「景観行政団体」と位置づけ、指定都市及び中核市の区域については当該市が、指定都市及び中核市以外の市町村（以下「普通市町村」という。）の区域については当該普通市町村が都道府県の同意を得て、当該普通市町村の区域以外の区域については都道府県が景観行政団体となることとしています。

屋外広告物は景観を構成する重要な要素であることから、屋外広告物行政についても、普通市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づく規制等と一元的に行うことを可能にするため、都道府県と普通市町村とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができることとしました。また、景観行政と屋外広告物行政の統一的

運用を図るため、景観計画に「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めることができることとともに（景観法第8条第2項第5号イ）、当該事項が定められた景観計画を策定した景観行政団体の屋外広告物に関する条例は、景観計画に即して定めることとしています。

(2) 屋外広告物に関する条例の制定等の権限の移譲の考え方

この改正は、屋外広告物行政を行う意欲と能力を有する普通市町村も景観行政と屋外広告物行政を一体的に行うことを可能としたものです。したがって、景観計画において「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めた普通市町村である景観行政団体に対しては、当該普通市町村の体制が明らかに屋外広告物行政を担えない場合等を除き、原則として、都道府県から屋外広告物に関する条例の制定等の権限の移譲が行われることが望まれます。

一方、全ての景観行政団体である普通市町村が屋外広告物行政を行わなければならないものではなく、景観計画に「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めるかどうかは、簡易除却事務等当該普通市町村の従前の屋外広告物に関する事務の実施状況その他の地域の実情に応じて、それぞれの景観行政団体となる普通市町村が判断することが望まれます。また、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃の権限の移譲についても、景観計画への当該事項の記載の有無等に応じて判断されることが望まれます。

(3) 移譲する権限の内容

この改正により普通市町村に移譲することができる権限の内容は、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃の権限となっています。同法第9条から第11条までの屋外広告業に関する条例の制定又は改廃については、屋外広告業者の活動範囲等に鑑み都道府県、指定都市及び中核市の権限としており、普通市町村に移譲することはできないこととされています。

また、普通市町村に移譲することができる権限の範囲は、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部とされています。このため、当該普通市町村の制定する条例の対象について、当該普通市町村の全ての区域で全ての広告物及び掲出物件とする場合のほか、その対象地域や対象とする広告物等をその一部に限定する場合も考えられることから、地域の実情に応じ都道府県と普通市町村が協議の上適切に役割分担することが望まれます。

(4) 移譲に際しての留意事項

この改正により普通市町村に屋外広告物に関する条例の制定及び改廃の権限を移譲するに当たっては、都道府県は、当該移譲する権限の内容に応じ、併せて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2に基づき、普通市町村と協議の上、屋外広告物法第7条及び第8条の広告物等の除却、保管、公示、売却、廃棄等に関する事務を当該普通市町村が処理することとすることが望まれます。

また、この改正により普通市町村が条例を制定し、適用するに当たっては、規制内容や基準、手続等に係る条例や規則等を、都道府県の権限移譲に係る条例の適用の日までに策定するとともに、従前の都道府県の条例より規制が強化される場合には既存の広告物等についての適切な経過措置を定める等、その円滑な移行に十分留意することが望まれます。

II. 違反広告物等に対する措置

1. 違反広告物等に係る行政代執行法の要件の明確化について

広告物又は掲出物件が屋外広告物条例に違反している場合において、いわゆる簡易除却又は略式代執行の要件に該当しないときには、屋外広告物法は都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）が当該広告物の表示者等に対し除却等の措置を命ずることによりこれを是正することとしています。今般の改正では、違反広告物等が大量にある実情に鑑み、迅速かつ適切な是正を図るため、都道府県知事等が当該命令を行った場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い行政代執行を行うことができることとして、行政代執行の要

件を明確化することとしました。

なお、この改正に伴い、都道府県知事等が違反広告物の表示者等に対し除却等の措置を命ずる際には、条例で定めるところにより、相当の期限を定めてその措置を命ずることが必要とされたところですので、留意願います。また、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による屋外広告物法の改正規定の施行日（平成16年12月17日。以下「改正法の施行日」という。）前に、同法による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第7条第1項の規定により命ぜられた措置については、本改正事項の適用はなく、従前どおり行政代執行法第2条の要件に該当する場合に、同法の定めるところにより行政代執行を行うこととされています。

2. 簡易除却対象となる広告物等の拡大及び簡易除却の要件の緩和について

(1) 趣旨

近年においても、全国的に屋外広告物条例に違反した簡易除却対象広告物又はこれに類する広告物等が大量に生じていることに鑑み、「構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成15年法律第66号）」により導入した簡易除却対象広告物等の拡大及び簡易除却の要件の緩和措置を全国化することとしました。

なお、この改正に伴い、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」に基づく「屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業」は、改正法の施行日をもって廃止されたところであり、同日以降、同法に基づく特区の認定を受けていた地方公共団体においても、特区の認定を受けた区域の内外にかかわらず、改正後の屋外広告物法に基づき、「屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業」と同様の要件により簡易除却を行うことができることとされています。

(2) 簡易除却の対象となる広告物等について

改正後の屋外広告物法に基づく簡易除却の対象となる広告物又は掲出物件は、条例に明らかに違反して表示又は設置されている以下の広告物等です。

i はり紙

ii はり札等（管理されずに放置されていることが明らかなきに限り。）

はり札等とは、概ね、ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装・印刷をして、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているようなものをいいます。

iii 広告旗（管理されずに放置されていることが明らかなきに限り。）

広告旗とは、広告の用に供するいわゆるのぼり旗で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものをいいます。また、これを支える台についても、容易に移動又は取り外すことができるものについては、簡易除却の対象になりえます。

iv 立看板等（管理されずに放置されていることが明らかなきに限り。）

立看板等とは、概ね、次のような広告物又は掲出物件で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に移動させることができる状態で工作物等に立て掛けられているようなものをいいます。また、これを支える台についても、容易に移動させることができるものについては、簡易除却の対象になりえます。

- ・ 木、ビニールパイプ等の枠に紙張り、布張り等をした立看板
- ・ ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、又は直接塗装・印刷した立看板
- ・ 立看板に類似の形状で、屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件
- ・ いわゆるベンチに直接印刷・塗装する等により広告物を表示した掲出物件

3. 除却した広告物等に係る保管等の手続について

(1) 趣旨

近年においても簡易除却により大量の違反広告物の除却が行われているところですが、旧屋外広告物法においては当該除却された広告物の保管、公示、売却、廃棄等に関する規定は定められていませんでした。こ

のため、簡易除却対象広告物の拡大及びその要件の緩和と併せて、違反広告物等の除却を円滑に進めるため、都道府県知事等が除却した広告物等の保管、公示、売却、廃棄等の手続の整備を行うこととしました。

(2) 対象となる広告物等について

屋外広告物法第8条の規定の対象となる広告物及び掲出物件は、同法第7条第2項の規定によるいわゆる略式代執行（広告物等の除却を命じようとする場合において、過失がなくして除却を命ぜられるべき者を確知することができないため都道府県知事等が代わって当該命令に係る措置を行うもの）として除却された広告物及び掲出物件並びに同法第7条第3項の規定による簡易除却により除却されたはり紙以外の広告物及び掲出物件です。したがって、はり札、立看板等の簡易広告物のほか、いわゆる野立て看板等の大規模な広告物等も想定されます。

また、略式代執行又は簡易除却により都道府県知事等が自ら除却した広告物等の他、屋外広告物法第7条第2項又は第4項の規定に基づき都道府県知事等の命じた者又は委任した者が略式代執行又は簡易除却により除却した広告物等及び地方自治法第252条の17の2に基づき略式代執行又は簡易除却に関する事務を処理することとされた普通市町村の長が略式代執行又は簡易除却により除却した広告物等も、屋外広告物法第8条の規定の対象となります。

(3) 広告物等の保管について

都道府県知事等は、その保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は屋外広告物法に基づき条例に定める一定の期間を超えて保管を行っている場合で、広告物等の評価額に比してその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができますが、この場合の考え方は、以下のとおりです。

① 滅失又は破損のおそれのない広告物等について、売却又は廃棄までに都道府県知事等が広告物を保管すべき期間の最低限度は、屋外広告物法第8条第2項に基づく条例の定めるところにより行われた公示の日から起算して、以下の広告物等に応じてそれぞれ以下に定める期間です。

- i 法7条第4項の規定により除却されたII 2(2)ii～ivのはり札等、広告旗、立看板等（これらを支える台その他の掲出物件は含まれません。） 2日以上で条例で定める期間
- ii 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間
- iii iはii以外の広告物又は掲出物件（広告旗及び立看板等の台その他の掲出物件が含まれます。） 2週間以上で条例で定める期間

② 屋外広告物法第8条第3項の「滅失し、若しくは破損する恐れがあるとき」とは、通常の管理による保管を継続する場合に、物件の価値が著しく減少する恐れがあるときをいいます。なお、鉄骨等を屋外の資材置場等で保管する場合に、傷みが生じることをもって直ちに滅失・破損する恐れがあるとは認められないと考えられます。

③ 屋外広告物法第8条第3項の「保管に不相当な費用を要するとき」とは、その時点までの保管費用又は手数料と条例に定める方法による当該広告物等の評価額とを比較し、前者が大きいことが明らかなことをいい、「不相当な手数料を要するとき」とは、保管に特別に勤務や人数を必要とする場合をいいます。

(4) 広告物等の廃棄について

都道府県知事等は、保管した広告物等の価額が著しく低い場合において、滅失若しくは破損のおそれのある場合又は(3)①の期間を経過した場合であって、広告物等の買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、これを廃棄することができますが、この場合の「価額が著しく低いとき」とは、売却に要する費用が売却予定価額を上回ることが明らかである場合等です。

(5) 経過措置について

改正法の施行日前に、旧屋外広告物法第7条第2項又は第4項の規定により、いわゆる略式代執行又は簡易除却により都道府県知事等が除却した広告物等については、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第2条により、同法による改正後の屋外広告物法第8条に定める広告物等の保管、公示、売却、廃棄等の手続は適用されないこととされており、留意してください。

4. その他

屋外広告物法第7条第4項の規定による簡易除却は、都道府県知事等の命じた職員の監督の下に、除却作業等の事実行為を民間事業者やボランティア等に委託することができますが、さらに、本項による措置そのものを道路管理者や電気事業者、電気通信事業者、ボランティア等に委任することも可能です。この場合においては、委任事務の範囲を明確にするとともに、講習等により受任者に対し屋外広告物法・条例を周知徹底する等その実施について適正を期することが望まれます。

良好な景観の形成に対する国民意識の高まりをうけ、違反簡易広告物の除却は以前にも増して重要となると考えられることから、これらの委託や委任も活用し、道路管理者、電気事業者、電気通信事業者、警察、屋外広告業界、地域住民等との連携を図り、一斉除却キャンペーンを随時実施する等により違反広告物の指導・除却を積極的に進めることが望まれます。

Ⅲ. 屋外広告業の登録制度について

1. 趣旨

屋外広告物行政をより実効あらしめるためには、屋外広告物の直接規制や違反広告物対策等の屋外広告物に対する施策とあいまって、違反広告物が表示等されず良好な景観の形成に寄与する広告物が表示等される体制を構築するため、屋外広告活動の大半を担う屋外広告業者に対する施策を講じることが効果的です。この点、近年、違反を繰り返す等の不良業者が見られることから、従来 of 届出制に代えて、これらの業者に対し、営業停止命令等の営業上のペナルティーを課すことができるようにする等の屋外広告業の登録制度を導入することにより、もって不良業者の排除と良質な業者の育成を図ることとしました。

また、登録制度は、同時に屋外広告業者の実態をより的確に把握し、その指導・育成に資することもまた目的とするものであることから、当該地方公共団体の屋外広告物条例の適用される区域内において屋外広告業者が営業活動を行おうとする場合であれば、当該区域内に営業所を有しているかどうかにかかわらず、原則として登録制度の対象とすることが望まれます。なお、屋外広告業者の営業活動が他の地方公共団体の屋外広告物条例適用区域に及ぶ場合には、関係地方公共団体間で十分な連絡調整を行うことにより、その営業活動全体を把握するように努めることが望まれます。

2. 登録制度の内容について

(1) 登録の有効期間について

登録の有効期間を5年とした趣旨は、有効期間をごく短い期間とすることによる屋外広告業者の営業の継続性や屋外広告業者への手続等の負担を考慮する一方、有効期間があまりに長期にわたると、条例により変更の届出を行わせたり登録の取消しを行うことはできるとしても、登録を受けた者の営業所、業務主任者の変更や廃業等の実態を把握することが困難になり、適切な指導や監督に支障を生じることとなるためです。

(2) 登録の要件について

屋外広告物法第10条第2項第2号ニの「この法律に基づく条例又はこれに基づく処分違反」した場合は、当該登録制度を定めた地方公共団体の屋外広告物条例に違反した場合に限らず、他の地方公共団体の屋外広告物条例に違反した場合も含まれます。

(3) 業務主任者について

① 屋外広告業者の登録に当たっては、営業所ごとに、広告物の表示等に係る法令の規定の遵守その他営業所における業務の適正な運営を図るため必要な業務を行う業務主任者を置くこととしました。この業務主任者となるべき者は、以下のうちから選任することとしています。

- i 国土交通大臣の登録を受けた法人（登録試験機関）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- ii 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県（指定都市及び中核市を含む。④において同じ。）の行う講習会の課程を修了した者
- iii i 又は ii と同等以上の知識を有する者として条例で定める者

② 屋外広告物法第10条第2項第3号柱書の「営業所」とは、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいい、その主従は問いませんが、単なる作業所、連絡事務所等はこれには該当しません。

また、「営業所ごとに・・・選任する」とあるのは、当該業務主任者が必ずしもその営業所の専任の者であることは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事しえる者をおくべきことをいいます。

③ ①iiの要件は、従前の屋外広告業の届出制度において必置とされていた「講習会修了者」と同様です。この講習会については、「屋外広告物法の一部を改正する法律について（昭和48年11月12日建設省都公緑発第81号）」第3の1に準じて行われることが望まれます。なお、同通知の適用に当たっては、同通知のうち第3の1の(2)中「電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条」については「電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項」と、「電気事業法（昭和39年法律第170号）第54条第1項」については「電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項」と、「職業訓練法」については「職業能力開発促進法」と読み替えることが適当ですので、留意することが望まれます。

④ ①iiiの登録試験機関の行う試験の合格者又は講習会修了者と「同等以上の知識を有する者として条例で定める者」とは、次に掲げる者とすることが望まれます。

i 他の都道府県の講習会修了者。ただし、当該都道府県の講習会の内容と他の都道府県の講習会の内容や講習時間に大きな差異がある場合他の都道府県の講習会修了者を「同等以上の知識を有する者として条例で定める者」とすることが適当でない理由がある場合においては、当該規定を規定せず、または他の都道府県を限定して規定することも考えられます。

ii 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者で広告美術仕上に係るもの

iii 都道府県知事等が登録試験機関の行う試験の合格者又は講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

なお、iiiの認定に当たっては、営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有すること及び過去5年間にわたり、屋外広告物に関する法令に違反することがなかったことを基準とすることが望まれます。また、認定した場合には、認定書を交付し、台帳に記載整理することが望まれます。

(4) 登録の取消し又は営業停止命令について

① 営業停止の期間は、事案の内容、屋外広告業者の過失の程度及び事後の措置状況等を総合的に勘案し、他の事案との均衡を図りつつ、6ヶ月以内で都道府県知事等の判断により適切に定めることが望まれます。

② 営業停止命令は、その営業の全部又は部を対象として行うこととされています。したがって、全部又は一部の判断は、①と同様都道府県知事等が適切に定めることが望まれます。なお、一部の停止とは、具体的には、特定の地域、特定の営業所、特定の工事目的物等に対して行われることが考えられます。

③ 営業の停止とは、請負契約の締結及び入札、見積もり等これに付随する行為の停止と解すべきであり、停止命令の到達以前に締結した請負契約に係る工事については、引き続き施工できます。

④ 屋外広告物法第10条第2項第4号ハの「この法律に基づく条例又はこれに基づく処分」に違反した場合は、当該登録制度を定めた地方公共団体の屋外広告物条例に限らず、他の地方公共団体の屋外広告物条例に違反した場合も含まれます。したがって、例えば、一の地方公共団体のみで登録取消しや営業停止では監督処分の実効性がないと考えられる場合において、周辺地方公共団体と連携して登録取消しや営業停止命令を行うことが考えられる等、地方公共団体間の密接な連携が望まれます。

⑤ 登録の取消し及び営業停止命令は、「行政手続法（平成5年法律第88号）」に規定する不利益処分に該当すると考えられることから、各地方公共団体の条例等に基づき、登録の取消し又は営業停止命令をしようとするときには聴聞又は弁明の機会の付与を行う等の適切な措置を講ずることが望まれます。

(5) 経過措置について

① 届出制度から登録制度への円滑な移行のため、屋外広告業の登録制度を定める条例には、従前の届出業

者については、当該条例の施行の日から6ヶ月以上で当該条例で定める期間（当該期間内に登録の拒否処分があったときはその日までの間）は、登録を受けなくても屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならないこととされています。

- ② 届出制度から登録制度への円滑な移行のため、条例の改正前に屋外広告業の届出制度を定める条例に規定する講習会修了者等である者については、屋外広告業の登録制度を定める条例において業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならないこととされています。
- ③ 以下の者については、平成16年国土交通省告示第1590号により、登録試験機関の行う試験に合格した者とみなされることとされています。
 - i 「建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第103号）」による改正前の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2に規定する屋外広告士資格審査・証明事業として行われた試験に合格した屋外広告士
 - ii 平成13年国土交通省告示第355号による廃止前の「屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程（平成4年建設省告示第428号）」に基づき認定された屋外広告士資格審査・証明事業として行われた試験に合格した屋外広告士（特別講習を受講し、修了審査に合格して屋外広告士となった者を含む。）

3. 屋外広告業者に対する指導について

屋外広告業者の指導に当たっては、屋外広告業者が組織する地域的団体の育成を図るとともに、当該団体が屋外広告物法及び条例の周知徹底、良好な景観の形成に寄与する屋外広告物の表示等についての普及啓発、屋外広告物の表示方法・施工技術等の改善等を図り、もって屋外広告業者の質的向上を図るための努力を積極的に行うよう指導することが望まれます。

また、広告物の表示等に関する許可の申請に当たっては、工事施工者たる屋外広告業者の登録番号、氏名又は名称、連絡先等の必要な事項を添付等させることによって、屋外広告物に対する施策と屋外広告業に対する施策とを一体的に行うことが望まれます。

IV. 登録試験機関

民間主体が自主的に行う屋外広告物の表示等に関する知識に係る試験については、これまでこのような試験の合格者についての各地方公共団体における位置付けが一律ではなかったことを踏まえ、屋外広告業者が自主的にその知識を向上させることは屋外広告業の適正な運営に大きく寄与するものであるとの考えに基づき、Ⅲ 3 (3) ① i の登録試験機関が行う試験に合格した者を、業務主任者となる資格を有する者として法律上明記することとしました。

なお、公正・中立な主体による試験の実施を確保するため、国が試験を実施する法人を指定するのではなく、試験科目や試験委員が適切であること、試験の信頼性の確保のための措置がとられていること等、法律に明示された一定の客観的要件に適合する法人について、登録を行うこととしています。

なお、建設業法施行規則第17条の2に基づく「屋外広告士資格審査・証明事業」に係る大臣認定については、平成16年12月17日付けで廃止されたところです（「建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第103号）」）。

V. 政治活動の自由に関連する屋外広告物に係る屋外広告物条例の適用について

屋外広告物行政は、都市の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、国民の表現の手段を規制するものであるため、その運用に当たっては、引き続き、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害することのないよう厳正な運用を期する必要があります（屋外広告物法第29条（改正前の第15条））。

今般の屋外広告物法改正は、屋外広告物の定義、禁止地域・禁止物件、許可地域等の制度の基本的な枠組みは変更しないこととしており、政治活動の自由に関連する従来の取扱いに何ら変更を加えるものではなく、屋外広告

物行政を推進するにあたっては、改正後も引き続き、屋外広告物法第29条の趣旨に十分留意すべきです。

このため、公職選挙法による選挙運動のために使用されるポスター、立札等又はこれらを掲出する物件については、屋外広告物規制の適用除外とすべきです。

また、政治活動に係るはり紙等の手数料については、これを徴収しないこととするとともに、政治活動に係るはり紙等に関する具体的かつ客観的な基準を明示して制度を運用すべきです。なお、この運用に当たり、留意すべき点は以下のとおりです。

① 「政治活動に係るはり紙等」の範囲について

「政治活動に係るはり紙等」とは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行った政党その他の政治団体が政治活動のために表示し、又は掲出するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいいます。「政治活動に係るはり紙等」について、現行の条例において手数料を徴収しないこととしている範囲をはり紙、はり札及び立看板に限定している場合には、この対象をはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に拡大することが望まれます。

② 「具体的かつ客観的な基準」を明示した制度の運用の例について

「具体的かつ客観的な基準」を明示した制度の運用方法としては、例えば、政治活動に係るはり紙等を許可地域に表示しようとする場合は、

- ・ 「一定の基準」に該当するはり紙等について、許可の適用除外とする。
- ・ 「一定の基準」に該当するはり紙等について、許可に代えて届出を要するものとする。
- ・ 「一定の基準」に該当するはり紙等については、許可しなければならないものとする。等が考えられます。この場合の「一定の基準」としては、例えば次のような具体的かつ客観的な基準を明示することが望まれます。
- ・ 広告物の表示面積が〇㎡以下であること。
- ・ 広告物の色彩の地色が〇色ではなく、かつ、蛍光塗料を用いていないこと。
- ・ 広告物の表示期間が〇日以内であること。
- ・ 広告物に表示期間及び表示者名又は連絡先を明示していること。

VI. 罰則

違反屋外広告物対策の実効性を確保するため、屋外広告物の規制に係る条例には、罰金の他過料を科する規定を設けることができることとしました。なお、地方公共団体の条例に基づく過料は、地方自治法により、地方公共団体の長による処分として裁判を経ずに科することができることとされています。

また、屋外広告物の規制に係る条例には、罰金及び過料の他、懲役刑等を科する規定を設けることができることとしました。

条例に定めることができる罰則は、地方自治法の規定する上限の範囲内、即ち懲役であれば2年以下、罰金であれば100万円以下、過料であれば5万円以下の範囲内となります。

なお、現行の条例で条例違反の屋外広告物等に対する罰金刑を定めている場合において、違反広告物対策の観点から同一の目的・同一の要件において過料を併科することは、望ましくないと考えられます。

(4) 公衆に対する危害の防止関係通知

国都景歴第50号

平成27年2月17日

各都道府県、指定市、中核市
景観行政団体（屋外広告物条例制定市町村）
屋外広告物担当部局長 殿

国土交通省都市局
公園緑地・景観課長

屋外広告物による公衆に対する危害の防止について

去る2月15日、札幌市中央区のビルから、看板の一部である金属製部品が落下し、近くを歩いていた女性に当たる事故が発生しました。今後、同様の事故の再発を防止するため、貴職におかれては、下記の措置を参考に屋外広告物による公衆に対する危害を防止するための万全の措置を期されるよう、ご配慮方宜しく申し上げます。

なお、屋外広告物法に係る事務の一部を市町村長に委任している場合には、当該市町村長に対しても周知徹底方お願いします。

また、建築基準法の規制の対象となる屋外広告物の場合については、必要に応じて、建築担当部局と連携を図っていただきますよう、併せてお願いします。

記

1. 屋外広告物を表示若しくは設置又は管理する者に対し、屋外広告物の安全性について、実効性のある点検を実施するとともに、設置後長期間が経過し、老朽化による倒壊、落下等のおそれがあるものについては、速やかに撤去、改修等の適切な措置を講じるよう指導を徹底する。
また、条例により屋外広告物の表示等に係る許可申請時に安全点検報告を求める場合には、その報告内容を現地で確認する、報告内容を見直す、報告の頻度を上げるなど、実効性を高める。
2. 条例により許可に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件について管理者の設置を義務付けている場合には、公衆に対する危害防止の観点から、今後当該規定を適切に運用するとともに、管理者に対して必要な指導、助言及び勧告を行う。
3. 違法な屋外広告物の中には、屋外広告物条例に基づく登録を受けていない屋外広告業者により表示又は設置された物や、公衆に対して危害を及ぼすおそれの大きい物が少なからず存在すると考えられることから、屋外広告業の登録制度や屋外広告物の表示等の許可制度についての普及啓発に努めるとともに、無登録業者や違法な広告物等に対しては厳しい措置をもって対応する。

(5) 屋外広告物条例施行通知

都 市 第 5 1 4 号
平成 2 9 年 1 0 月 6 日

各 土 木 事 務 所 長
東 部 土 木 事 務 所 登 米 地 域 事 務 所 長
(行 政 班 扱 い)

} 殿

土 木 部 長

「屋外広告物条例の施行について」の一部改正について（通知）

屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）の一部を改正したことに伴い「屋外広告物条例の施行について」（平成5年9月30日付け都市第284号土木部長通知）の一部を改正し、次のとおりとすることとしましたので、適切に事務処理願います。

なお、事務移譲市町には別に通知しています。

記

1 第1条関係

この条例の目的について定めたものであり、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）並びに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止を図るものであること。また、景観に配慮した屋外広告物行政を進める必要性から、平成5年の改正により、広告物を地域の景観と調和させるために必要な事項を定めることにより良好な景観の形成に寄与することを目的として加えているものであること。

2 第1条の2関係

広告物及び掲出物件に関する施策、特に景観に配慮した広告物に関する施策を行うに当たり、県は、地域住民及び市町村と連携を図らなければならないことを明定したものであること。

3 第2条関係

広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない地域又は場所（以下「禁止地域」という。）について定めたものであり、主な地域は次のとおりであること。

なお、平成5年の改正により、自然公園法の規定により指定された地域及び県立自然公園条例の規定により指定された地域を禁止地域から除き、新たに河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれら付近の地域について、知事の指定により禁止地域とすることができることとしたこと（第10号）。

(1) 都市計画法の規定により都市計画上定められる次のような地区を禁止地域としたものであること（第1号）。

イ 景観地区 市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区

ロ 風致地区 都市の風致を維持するため定められる地区

ハ 特別緑地保全地区 都市緑化法第12条第1項の規定により都市における良好な自然的環境を形

成している緑地を保全するために定められる地区

ニ 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第143条第1項の規定により伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため定められる伝統的建造物群保存地区

- (2) 文化財保護法第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物（重要文化財又は重要有形民俗文化財）及びその周囲で知事が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され又は仮指定された地域（史跡名勝天然記念物）及び同法第143条第2項の規定により市町村の条例で定められた地域（伝統的建造物群保存地区）を禁止地域としたものであること（第2号）。
- (3) 文化財保護条例第3条第1項又は第22条第1項の規定により指定された建造物（宮城県指定有形文化財又は宮城県指定有形民俗文化財）及びその周辺で知事が指定する地域並びに同条例第32条第1項の規定により指定された地域（宮城県指定史跡名勝天然記念物）を禁止地域としたものであること（第3号）。
- (4) 森林法第25条第1項の規定により指定された名所又は旧跡の風致の保存を目的とした保安林（風致保安林）を禁止地域としたものであること（第4号）。
- (5) 自然環境保全法第14条第1項又は第22条第1項の規定により指定された地域（原生環境保全地域又は自然環境保全地域）を禁止地域としたものであること（第5号）。
- (6) 自然環境保全条例第12条第1項又は第23条第1項の規定により指定された地域（県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域）を禁止地域としたものであること（第6号）。
- (7) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園（都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地）の区域を禁止地域としたものであること（第7号）。
- (8) 道路、鉄道、軌道又は索道（以下「道路等」という。）で知事が指定する区間及びこれらから展望することができる地域で知事が指定する地域を禁止地域としたものであること（第8号）。展望することができる地域については、道路等から視認できる広告物等の存在する地域とし、道路等から視認できない広告物等は、「展望することができる地域」外に存在するものとして、規制の対象外とするものであること。この場合の「視認できない」とは、道路等からの展望を遮る建築物等の障害物（一時的、仮設的なものを除く）の有無、広告物等の表示面の向き又は表示内容（文字やイメージの大きさ等）により、総合的に判断するものとし、その取扱いについては、別に定めるものであること（第9号）。

4 第3条関係

広告物等を表示し、又は設置することを禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を定めたものであること。ただし、これらの物件のうち電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱については、規則で定める基準に適合する広告物等は禁止物件から除かれるものであること。

また、平成17年の改正により、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木を新たに禁止物件として加えたものであること（第11号）。

5 第4条関係

広告物等を表示し、又は設置しようとする場合に知事の許可を受けなければならない地域（以下「許可地域」という。）を定めたものであり、都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画

区域以外は、知事の指定による地域が定められるものであること。

- (1) 知事の指定により禁止地域から除く区域は、別に指定を要せずに許可地域となるものであること（第1号）。
- (2) 展望することができる地域の範囲等については、3－(8)（第2条第8号、第9号）と同じであること（第3号）。
- (3) 平成5年の改正により新たに、観光地及び保養地並びにこれらの付近の地域について、知事の指定により許可地域とすることができることとしたこと（第6号）。
- (4) 都市計画区域のうち市の区域及び人口5,000人以上の町村の区域を許可地域としていたが、平成5年の改正により都市計画区域全域を許可地域としたこと（第7号）。

6 第5条関係

広告物等に対する規制に関する規定が適用されないものについて定めたもので、禁止地域、禁止物件及び許可地域に関する規定のすべてが適用されないもの（第1項）、禁止地域及び許可地域に関する規定が適用されないもの（第2項）、許可を受けた場合に限り禁止地域に関する規定が適用されないもの（第3項）、禁止物件に関する規定のみが適用されないもの（第4項）並びに許可地域に関する規定のみが適用されないもの（第5項）に分けられたものであること。

なお、第3項の規定は、平成5年の改正により追加されたものであること。

- (1) 次に掲げる広告物等については、禁止地域においても、禁止物件であっても、また、許可を受けなくとも表示し、又は設置することができるものであること（第1項）。

イ 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく工事現場における確認の表示等、消防法に基づく消防水利標識、道路交通法に基づく警戒・規制標識、文化財保護法に基づく標識、説明板など

ロ 国又は地方公共団体が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等

国又は地方公共団体が表示し、又は設置する広告物等であっても、公共的目的でないもの、例えば職員寮の表示などはこれに含まれないこと。

ハ 公職選挙法に規定する選挙運動のために使用するポスター、立札等

公職選挙法に基づかない〇〇演説会、〇〇大会などのポスター、立札等は、これに該当しないものであること。

ニ 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名を示すために表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

- (2) 次に掲げる広告物等については、禁止地域においても表示し、又は設置することができ、かつ、許可を要しないものであること（第2項）。

イ 自家用広告物で規則で定める基準に適合するもの

ロ 管理広告物（「〇〇会社所有地」など）で規則で定める基準に適合するもの

ハ 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物等

大きさ等の制限はないこと。

ニ 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等

大きさ等の制限はないこと。

ホ 電車又は自動車に表示する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

ヘ 使用の本拠地が他の都道府県又は政令指定都市の区域である自動車に、その都道府県等の条例の規定に従って表示する広告物等

ト 人、動物、車両（電車、自動車を除く軽車両）、船舶等に表示する広告物等

自転車、遊覧船等に表示するもので、大きさ等の制限はないこと。

チ 公共的目的のために表示する道標、案内図板等で規則に定める基準に適合するもの

公共的目的のために表示する道標、案内図板等については、道標、案内図版と同等の公共的目的をもつ広告物等を広く含むものであり、交通安全、防災対策、青少年健全育成、環境浄化、消費者保護、商業振興その他県民運動として展開されるもの等を目的とした広告物等が該当するものであること。

なお、平成5年の改正により、適用除外となる広告物等は、公共的目的のために表示されるものに限られることを明定したものであること。

リ 知事が指定する「公共的団体」が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

町内会等が設置する掲示板等を想定しているものであり、平成5年の改正により追加されたものであること。

ヌ 地方公共団体又は知事の指定する公共的団体が設置する掲示板に表示する広告物等で規則に定める基準に適合するもの

(3) 次に掲げる広告物等については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、禁止地域においても表示し、又は設置することができるものであること（第3項）。

イ 自家用広告物等で規則で定める基準に適合せず適用除外とならないもの

ロ 道標又は案内図板で公共的目的のために表示するものでないなど適用除外にならないもの

ハ 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等（講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等を除く。）であって、当該広告物等に係る広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

公益上必要な施設又は物件とは、公共案内図板、公共掲示板等、地域の実情に照らし、知事が定めるものとし、デジタルサイネージも含むものであること。

(4) 次に掲げる広告物等については、禁止物件であっても、これを表示し、又は設置することができるものであること（第4項）

イ 自家用広告物等

送電塔、路上変電塔、送受信塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク（ガソリンタンク等）、景観重要建造物に表示し、又は設置するものに限る。

ロ 管理広告物

(5) 次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するものについては、許可地域であっても許可を要しないで表示し、又は設置することができるものであること（第5項）。

イ 政治資金規正法第6条第1項の届出をした政治団体が表示し、又は設置する広告物等

ロ 政治、学術に関する演説会、講演会等の開催のために表示し、又は設置する広告物等

ハ 音楽会、演劇会等で慈善事業として行われるものの開催のために表示し、又は設置する広告物等

ニ その他表示の期間が5日を超えない広告物等

7 第5条の2関係

広告物が果たす公益的役割に配慮し、公益上特にやむを得ないと認めるときは、禁止地域であっても、また、禁止物件であっても許可をすることができることとしたこと。ただし、この許可をすると

きは、知事は宮城県屋外広告物審議会に諮問しなければならないものであること（第39条第3号）。

なお、この規定は、平成5年の改正により追加されたものであること。

8 第6条関係

禁止地域、禁止物件又は許可地域の新たな指定があったこと等によって、広告物等の表示又は設置が禁止され、又は許可を要することとなった場合の経過措置について定めたものであり、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、禁止され、又は許可を要することとなった日から3年間（規則で定める堅ろうな広告物等については、規則で定める期間）は従前どおり広告物等を表示できるものであること。新たに許可地域になったことにより、3年間の期限前に許可申請をした場合は、その許可申請に対する処分がある日までの間も適法な広告物等として取り扱うものであること。

なお、平成5年の改正により、広告物等の表示が禁止された場合と広告物等の表示について許可を要することとなった場合の取扱いを同一にしたものであること。

9 第7条関係

県内（仙台市の区域を除く。）のすべての地域において表示し、又は設置することができない広告物等を定めたものであり、特に限定した地域又は場所において適用されるものではないこと。

なお、平成5年の改正により「形状、色彩、意匠等が著しく見苦しいもの」の条項については、具体性がなく判断が困難であるので削除していること。

10 第8条関係

許可地域において、広告物等の表示又は設置を許可する場合には、許可の期間を定め、必要な条件を付することができるものであること。条件とは、許可に伴い特別の義務を命ずる意思表示と解されるが、この義務の不履行については、第15条の規定により許可を取り消すことができることとなること。

また、許可の期間が満了する10日前までに申請があったときは、許可を更新することができるものであること。

なお、平成17年の改正により、許可の最長期間が2年から3年に延長されたこと。

11 第9条関係

許可を受けている広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、許可が必要であり、規則で定める基準に適合する場合に許可するものであること。

なお、「変更」とは、意匠又は色彩を変更することであり、「改造」とは、材料又は構造を変更することをいうものであること。

12 第10条関係

(1) 条例第4条、第5条第2項又は第9条第1項の規定による許可の基準は、規則で定めるものであること（第1項）。

(2) 平成5年の改正により新たに、第1項の許可の基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないと認めるときは、許可をすることができる旨定めたものであること（第2項）。

なお、この規定により許可をする場合、知事は宮城県屋外広告物審議会に諮問しなければならないこと（第39条第3号）。

13 第11条関係

この条例の規定により許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該広告物等に許可を受けた旨の表示をしなければならない旨定めたこと。

14 第12条関係

広告物等の管理について、広告物等を表示し、若しくは設置する者、若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者の義務を定めたもので、これらの者は、広告物等を常時点検し、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止のため、補修、除却その他必要な措置を講じること等により、良好な状態に保持しなければならないものであること。

15 第12条の2関係

(1) 広告物等を表示し、又は設置する者（以下「設置者」という。）は、当該広告物等（規則で定めるものを除く。）を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならないものとしたこと。許可の時点で管理者が定まっていない場合は、表示又は設置後に置くことになるが、許可に際し、管理者を置き、その旨を届け出ることを条件として付すこと（第1項）。

なお、平成29年の改正により、広告物等の管理者を置かなければならない者について、県内に住所、事業所、営業所を有しない設置者から規則で定めるものを除く全ての広告物等の設置者としたものであること。

(2) 規則で定める広告物等について、良好な管理を行わせるため、専門の知識を有する者を管理者としなければならない旨定めたもの（第2項）。

なお、この規定は、平成29年の改正により追加されたものであること。

16 第12条の3関係

(1) 広告物等を所有し、又は占有する者は、自らが所有又は占有する広告物等について、許可の有無にかかわらず、点検の義務がある旨定めたものであること。

なお、広告物等の許可更新の際は、当該点検結果の報告書の提出を求め、安全を確認したうえで許可するものであること（第1項）。

(2) 知事は、許可更新時以外でも、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、第12条の3第1項の点検の結果の提出を求めることができるものであること（第2項）。

なお、この規定は、平成29年の改正により追加されたものであること。

17 第13条関係

(1) 設置者は、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は表示若しくは設置が必要でなくなったときは、それぞれの該当することとなった日から5日以内に当該広告物等を除却しなければならない旨規定した。たとえば、9月30日に許可期間が満了したときは、10月5日の満了までに除却しなければならないものであること。

なお、第6条の経過措置の規定により従来どおり表示し、又は設置されていた広告物等について、3年間（堅ろうな広告物については、規則で定める期間）が経過したため表示し、又は設置することができなくなった場合においてもその日から5日以内に除却する必要があること（第1項）。

(2) この条例による許可を受けた広告物等のうち規則で定めるものを(1)によって除却した者は、遅滞なく知事にその旨届け出なければならないものであること（第2項）。

18 第15条関係

この条例の規定による許可を受けた者について、当該許可を取り消すことができる場合について定めたものであること。

19 第16条関係

(1) 第2条（禁止地域等）、第3条（禁止物件）、第4条（許可地域）、第7条（禁止広告物）、第

9条第1項（更新等の許可）、第12条（管理義務）若しくは第13条第1項（除却義務等）の規定に違反し、又は第8条第1項若しくは第9条第2項の規定による許可に付した条件に違反した広告物等については、知事は、設置者又は管理者に対し、当該広告物等の表示又は設置の停止、除却その他良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止のため、必要な措置を命ずることができるものであること（第1項）。なお、本規定は平成17年の改正により、旧第14条第1項と旧第16条第1項を統合したものであること。

(2) (1)により措置を命じようとする場合に、設置者又は管理者を過失がなくて確知できないときは、知事は、これらの広告物等の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができるものであること。ただし、除却の対象となるものが、広告物を掲出する物件である場合は、告示が必要であること（第2項）。

「過失がなくて通知できないとき」とは、表示場所の所有者に尋ねたり、表示内容等から関係団体等あるいは類似する広告物の設置者に照会するなどの方法によっても設置者又は管理者が判明しないときであるが、設置者又は管理者の氏名が分かっているにもかかわらず所在が判明しないときも含まれるものであること。

20 第17条関係

知事は、除却を命じた場合において、当該除却を命ぜられた者が、特段の理由がなく、通常除却するのに必要とされる期間（除却すべき期限を定めて命じた場合はその期限）を経過しても除却しないときは、当該広告物等に違反広告物である旨の表示をすることができるものであること。

なお、違反広告物である旨の表示については、規則で定めるものであること。

21 第17条の2関係

(1) 屋外広告物法（以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき、簡易除却又は略式代執行手続により広告物等を除却し保管した場合（はり紙の場合を除く。）に、公示を行う事項を定めたものであること。なお、公示は広告物等1件ごとに行う必要はなく、まとめて行うことが可能であること。

(2) その他必要な事項（第4号）としては、例えば土木事務所の連絡先を記載することが考えられること。

22 第17条の3関係

(1) 法第8条第2項の規定に基づき、保管した広告物等の公示方法として、14日間（簡易除却した広告物の場合は2日間）、規則で定める場所に掲示することとしたものであること（第1項第1号）。

なお、特に貴重な広告物等を保管した場合で、所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、公示の要旨を県公報に公告する必要があること（第1項第2号）。

(2) 保管広告物等一覧簿を、規則で定める場所に備え付け、閲覧させるものであること（第2項）。

23 第17条の4関係

法第8条第3項の規定に基づき、広告物等の価額の評価方法として、取引の実例価格、使用の期間、損耗の程度その他の事情を勘案して行うことを定めたものであること。また、必要があるときには、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができるものであること。なお、意見の聴取は都市計画課において対応するものであること。

24 第17条の5関係

(1) 法第8条第3項の規定に基づき、保管した広告物等の売却の手続として、原則として競争入札に付して行うことを定めたものであること。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合等には、

随意契約により売却することができるものであること（第1項）。

(2) その他、売却の手續に関して必要な事項は、規則で定めるものであること（第2項）。

25 第17条の6関係

法第8条第3項各号の規定に基づき、公示の日から保管した広告物等を売却可能となるまでの期間として、次に掲げる期間を定めたものであること。なお、イは広告物のみであり、掲出物件は含まれないので注意すること。

イ 簡易除却された広告物 2日

ロ 特に貴重な広告物等 3月

ハ その他の広告物等 2週間

26 第17条の7関係

保管した広告物等を返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに行うものであること。証明の方法としては、保管した広告物等の形状、色彩、放置場所の詳細が本人の申立てと符号するかどうかなどにより、行うものであること。

27 第19条関係

設置者が権利の譲渡、相続等により変更した場合又は管理者が変更した場合におけるこれらの者に係る行為の法律関係について規定したものであり、従前の設置者又は管理者がこの条例又は規則の規定により行った手續その他の行為（許可申請、管理者の名称等の変更届出等）は、新しく設置者又は管理者になった者がした行為とみなし、従前の設置者又は管理者に対してした処分その他の行為（表示・設置許可、措置命令、除却命令等）は、新しい設置者又は管理者に対してしたものとみなすものであること。

28 第20条関係

- (1) 管理者等に係る届出事項を定めたもので、この条例による許可を受けた広告物等の管理者を新たに置いたとき又は変更したときは、設置者がその旨知事に届け出なければならないものであること（第1項）。
- (2) この条例による許可を受けた広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たにこれらの者になった者がその旨を届け出なければならないものであること（第2項）。
- (3) この条例による許可を受けた広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者が、氏名、名称又は住所若しくは事業所若しくは営業所を変更したときは、これらの者がその旨を届け出なければならないものであること（第3項）。
- (4) この条例による許可を受けた広告物等（規則で定めるものに限る。）を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、当該広告物等の表示設置に必要な工事を完了したとき、又は広告物等が消滅したときはこの旨を届け出なければならないものであること（第4項）。

29 第21条関係

- (1) 知事は、禁止地域、禁止物件又は許可地域を指定するとき、及びこれらの指定を解除又は変更するときは、その旨を告示しなければならないものであること（第1項）。
- (2) 禁止地域、禁止物件又は許可地域の指定又は指定の解除若しくは変更は、その旨告示することによって効力を生じることとしたこと（第2項）。

30 第21条の2から第21条の6関係

- (1) 第21条の2から第21条の6までの規定は、景観に配慮した施策を定めるため平成5年の改正により新たに追加したものであり、禁止地域又は許可地域のうちで良好な景観を形成するため特に

必要であると認める区域を知事が広告物景観モデル地区（以下「モデル地区」という。）に指定し、指導等を行っていくものであること。

- (2) モデル地区の指定は、知事が区域及びその区域の広告物等に関する指針を定めて行うこととし、指定をしようとするときは、あらかじめ、指定の区域及びその区域の広告物等に関する指針の案について関係市町村の長の意見を聴くとともに、指定する旨を告示し、案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供するものであること。このとき、指定をしようとする区域内の住民及びその区域内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、縦覧期間が経過する日までに知事に意見書を提出することができること（第21条の2第2項～第5項）。
- (3) 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならず、指定は、告示により効力を生ずるものであること。指定の解除及び変更については、指定の際と同様に関係市町村長の意見聴取、告示、案の縦覧等の手続を要すること（第21条の2第6項～第8項）。
- (4) 広告物等に関する指針は、次の事項について定めるものとする（第21条の3）。

イ モデル地区の広告物及び掲出物件に関する基本構想

指定区域の景観に調和する広告物等に関する基本的な考え方について定めるものであること。

ロ モデル地区の美観を維持するための広告物及び掲出物件に関する基準（広告物美観維持基準）

広告物等の大きさ、高さ等に関する基準で、モデル地区内で広告物等に関し許可をする場合の許可基準となるものであるが、許可を要しない広告物等については、指導等の基準となるものであること。

ハ モデル地区の景観と調和させるための広告物及び掲出物件に関する基準（広告物景観形成基準）

広告物等の色彩、意匠等に関する基準で、指導等の基準となるものであること。

- (5) モデル地区内で広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、広告物美観維持基準及び広告物景観形成基準に適合するよう努めなければならないが、広告物美観維持基準がモデル地区内の許可の基準となるが、指定前に許可された広告物等について許可を更新する場合は、広告物美観維持基準は適用されないこと（第21条の4第1項、第2項）。
- (6) モデル地区内の許可についても、第10条第2項の規定（特例許可）が準用され、広告物美観維持基準に適合しない広告物等であっても公益上特にやむを得ないと認めるときは、許可することができること（第21条の4第3項）。
- (7) モデル地区内において広告物等を表示し、又は設置しようとする者及び広告物等を変更・改造しようとする者は、許可が必要な場合に許可の申請をした場合及び規則で定める場合を除き、知事に届け出ることとしたこと（第21条の5）。
- (8) モデル地区内に表示され、又は設置される広告物等で基準に適合せず、モデル地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、知事は、必要な指導、助言及び勧告を行うことができるものとしたもので、許可申請又は第21条の5の届出の際に指導等を行うものであること（第21条の6）。

31 第22条関係

- (1) 県の区域内（仙台市内を除く。）において、広告物等の表示又は設置を行う営業である屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならないものであること（第1項）。この登録制は、平成16年の法の一部改正に伴い、優良な業者の育成を図るため、平成17年の改正により

従来の届出制に替えて導入したものであること。なお、広告物等の表示又は設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等や、単に屋外広告物の印刷、制作等を行うだけで現実に広告物等を表示又は設置しないものは、屋外広告業に該当しないものであること。

- (2) 登録の有効期間は5年間であり、有効期間満了後引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、更新の登録を受ける必要があること（第2項、第3項）。
- (3) 期間満了の日までに更新の申請があった場合は、有効期間が満了しても、申請に対する処分がなされるまでの間は、従前の登録がなお有効であること（第4項）。
- (4) (3)で更新の登録がなされた場合には、登録の有効期間は従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものであること（第5項）。

32 第23条関係

- (1) 登録を受けようとする者は、名称又は氏名及び住所、営業所の名称及び所在地等の事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならないものであること（第1項）。
- (2) 登録申請書には、誓約書その他規則で定める書類を添付しなければならないものであること（第2項）。

33 第24条関係

- (1) 登録申請書等の提出があったときは、登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく登録番号等を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないものであること（第1項）。
- (2) 登録を行ったときは、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならないものであること（第2項）。

34 第25条関係

- (1) 登録申請者が次に掲げる事項に該当するとき、又は登録申請書等の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実に記載が欠けているときは、登録を拒否しなければならないこと（第1項）。
 - イ 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - ロ 屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しないもの
 - ハ 営業停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
 - ニ 法に基づく条例（他都道府県及び市町村の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ～ニ（法定代理人が法人の場合はへも含む）のいずれかに該当するもの。なお、平成23年改正により、法定代理人が法人である場合の取扱いが追加されたものであること。
 - へ 法人でその役員のうちにイ～ニまでのいずれかに該当する者があるもの
 - ト 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- (2) 登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示してその旨を登録申請者に通知しなければならないものであること（第2項）。

35 第26条関係

- (1) 屋外広告業者は、登録事項に変更があったときは、30日以内にその旨を届け出なければならない

いものであること（第1項）。

(2) (1)の届出があったときは、登録拒否事由（第25条第1項第5号から第7号まで）に該当する場合を除き、届出のあった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならないものであること（第2項）。

(3) (1)の届出には必要な添付書類を提出しなければならないものであること（第3項）。

36 第27条関係

屋外広告業者登録簿を備え付け、閲覧させるものであること。閲覧場所は、都市計画課内とするものであること。

37 第28条関係

(1) 屋外広告業者が第1項各号に定める事項に該当することとなった場合は、当該各号に定める者は、30日以内に廃業等の届出を行わなければならないものであること（第1項）。

(2) 屋外広告業者が(1)のいずれかの事項に該当するに至ったときは、屋外広告業の登録はその効力を失うものであること（第2項）。

38 第29条関係

屋外広告業の登録がその効力を失ったとき、又は登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該登録を抹消しなければならないものであること。

39 第30条関係

(1) 知事は、広告物等の表示及び設置についての必要な知識を習得させることを目的とする屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を毎年1回以上開催しなければならないものであること（第1項）。

(2) 講習会の講習を受けようとする者は、手数料を納入しなければならないが、規則で定める講習会の課程を一部免除される者に係る手数料の一部を免除することができるものであること（第2項、第3項）。

(3) 講習会について必要な事項（講習の内容、日時、申込方法等）は、規則で定めるものであること（第4項）。

40 第31条関係

(1) 屋外広告業者が広告物等の表示及び設置に係る知識を有していることが必要であることから、屋外広告業者は、自己の営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、(2)に掲げる業務を行わせなければならないこと（第1項）。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）

ロ 第30条第1項の講習会の課程を修了した者

ハ 宮城県以外の都道府県、政令指定都市又は中核市が開催する講習会の課程を修了した者

ニ 職業能力開発法に基づき、広告美術課に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術課に係る職業訓練を修了した者

ホ 知事がイ～ニと同等以上の知識を有する者と認定した者（認定の基準については規則で定めている。）

(2) 業務主任者は次に掲げる業務の総括に関することを行うものであること（第2項）。

イ 条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

ロ 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他の広告物等の表示又は設置に係る安

全の確保に関すること。

ハ 第33条に規定する帳簿のうち、規則に定める事項の記載に関すること。

ニ イ～ハのほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

41 第32条関係

屋外広告業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、登録番号などを記載した標識を掲げなければならないものであること。

42 第33条関係

屋外広告業者は、営業所ごとに、営業に関する事項を記載した帳簿を備え付け、保存しなければならないものであること。

43 第34条関係

(1) 屋外広告業者が次に掲げる事項に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命じることができるものであること（第1項）。

イ 不正な手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 登録拒否事由（第25条第1項第2号又は第4号から第7号まで）に該当することとなったとき。

ハ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

ニ 法に基づく条例（他都道府県及び市町村の条例も含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 登録の取消し又は営業停止命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を屋外広告業者に通知しなければならないものであること（第2項）。

44 第35条関係

(1) 屋外広告業者監督処分簿を備え付け、閲覧させるものとする。閲覧場所は、都市計画課内とするものであること。

(2) 登録の取消し又は営業停止命令の処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、処分の年月日、内容などを登載しなければならないこと。

45 第36条関係

知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な指導、助言及び勧告を行うことができるものであること。

46 第37条関係

(1) 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、設置者若しくは管理者又は屋外広告業を営む者に対し、広告物等の表示若しくは設置又は屋外広告業に関し報告を求め、又は図面その他の資料を求めることができるものであること（第1項）。

(2) 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、職員に広告物等の存する土地若しくは建物若しくは営業所に立ち入り、広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものであること（第2項）。

(3) 立入検査をする職員は、身分証明書を携帯し、広告物等の設置者、管理者その他の関係者から請求があった場合は、提示しなければならないこと（第3項）。

(4) (2)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものであること（第4項）。

47 第38条から第44条関係

- (1) 平成5年の改正により、知事の諮問に応じて広告物等に関する重要事項を審議させるため、新たに宮城県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を設置したこと（第38条第1項）。
- (2) 審議会は、諮問事項以外であっても広告物等に関する重要事項に関し知事に建議することができるものであること（第38条第2項）。
- (3) 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならないこと（第39条）。
 - イ 禁止地域、禁止地域から除く地域、禁止物件若しくは許可地域の指定又はこれらの指定の解除若しくは変更をしようとするとき。
 - ロ 広告物に係る適用除外若しくは許可の基準を定め、又はこれらの基準を変更しようとするとき。
 - ハ 禁止地域において第5条の2の規定による許可（特例許可）をしようとするとき。
 - ニ 許可地域（モデル地区を含む。）において許可の基準に適合しない広告物等について第10条第2項の規定による許可（特例許可）をしようとするとき。
 - ホ モデル地区の指定をし、又はその指定の解除若しくは変更をしようとするとき。
- (4) 審議会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから知事が任命するものとする。こと。
なお、平成24年改正により、県議会の議員が除かれたこと（第40条）。
 - イ 学識経験のある者
 - ロ 市町村長
 - ハ 関係行政機関の職員
 - ニ 広告関係業者
- (5) 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。また、委員は再任されることができるものであること（第41条）。
- (6) 審議会に、会務を総理し審議会を代表する会長を置き、委員の互選により定めるものとする。こと。
会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理するものであること（第42条）。
- (7) 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となるものであること、定足数は委員の半数以上とすること、議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることを定めているもので、これ以外の審議会の運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮って定めるものとする。こと（第43条、第44条）。

48 第45条関係

- (1) この条例による許可を受けようとする者からは、別表に掲げる手数料を徴収すること（第1項）。
- (2) 屋外広告業の登録を受けようとする者からは、新規・更新の場合ともに、1万円の手数を徴収すること（第2項）。
- (3) (1)及び(2)の手数は、収入証紙により納入しなければならないこと（第3項）。

49 第46条から第49条関係

罰則の適用について定めたものであり、平成17年の改正により、屋外広告業に関する罰則が追加・変更になったこと。

- (1) 次に該当する者は、50万円以下の罰金に処するものであること（第46条）。
 - イ 措置命令に違反した者
 - ロ 登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
 - ハ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者
 - ニ 営業停止命令に違反した者

(2) 次に該当する者は、30万円以下の罰金に処するものであること（第47条）。

- イ 禁止地域、禁止物件に広告物等を表示し、若しくは設置し、又は許可地域において許可を受けないで広告物等を表示し、若しくは設置した者
- ロ 許可を受けないで広告物等を変更し、又は改造した者
- ハ 除却義務の生じた広告物等を除却しなかった者
- ニ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ホ 営業所ごとに業務主任者を選任しなかった者

(3) 次に該当する者は、20万円以下の罰金に処するものであること（第48条）。

- イ 第37条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- ロ 第37条第2項の規定による検査を拒否し、若しくは妨害し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4) 次に該当する者は、5万円以下の罰金に処するものであること（第49条）。

- イ 禁止広告物を表示し、又は設置した者
- ロ 許可を受けた広告物等に許可の表示をしなかった者

50 第50条関係

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して罰則規定に該当する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第46条から第49条までに規定する罰金を科することとしたこと。

51 第51条関係

次に該当する者は、5万円以下の過料に処するものであること。

- イ 屋外広告業の廃業等の届出を怠った者
- ロ 屋外広告業を営む営業所に標識を掲げない者
- ハ 屋外広告業に関する帳簿を備え付けず、帳簿に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

52 第52条関係

この条例を適用する場合は、憲法に規定されている国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないよう十分留意しなければならないこと。

53 第53条関係

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則（屋外広告物条例施行規則）で定めるものであること。

54 附則関係

(1) 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成16年宮城県条例第67号）関係

この条例は、一部を除き、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成16年12月17日）から施行するものであること。

(2) 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成17年宮城県条例第86号）関係

イ この条例は、平成17年7月1日から施行するものであること。ただし、最大許可期間の延長（第8条第2項）及び経過措置（第6条）の規定は、平成17年4月1日から施行するものであること。

ロ この条例の施行の際現に旧条例第6条の経過措置の規定が適用されている広告物（新たに禁止

され、又は許可を要することとなった広告物等で、2年間、従前どおり表示又は設置することができる広告物)については、この規定はこの条例施行後も効力を有するものとしたこと。

ハ この条例の施行の日の前に旧条例第14条第1項又は第16条第1項の規定により命ぜられた措置は、新条例第16条第1項の規定により命ぜられた措置とみなすものとしたこと。

ニ この条例の施行の際現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなすものとしたこと。

ホ この条例の施行の際現に旧条例の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、施行日の翌日から起算して6月を経過するまでの間(平成17年12月31日まで)は登録を受けなくても引き続き屋外広告業を営むことができるものとしたこと。

ヘ この条例の施行前にした行為に対する罰則については、旧条例によるものとしたこと。

(3) 屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成29年宮城県条例第53号)関係

イ この条例は、平成30年4月1日から施行するものであること。ただし、管理者設置義務(第12条の2)、点検(第12条の3)及び管理者等の届出(第20条)以外の規定については、公布の日(平成29年10月6日)から施行するものであること。

ロ この条例の施行の際現に許可を受けている広告物等を表示し、又は設置している者については、当該許可の期間の満了の日までの間は、新条例に基づく管理者設置義務(第12条の2)及び管理者等の届出(第20条)の規定は適用せず、引き続き県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しない場合にのみ管理する者を設置しなければならないものとしたこと。ただし、新条例第9条第1項の規定による変更の許可を受けた場合は、新条例に基づく管理者設置義務(第12条の2)及び管理者等の届出(第20条)の規定が適用されるものとしたこと。

(6) 屋外広告物条例施行規則施行通知

都 市 第 700 号

平成17年3月31日

各土木事務所長 殿

土 木 部 長

「屋外広告物条例施行規則の施行について」の一部改正について（通知）

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県規則第121号）が平成16年12月17日付けで、屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年宮城県規則第72号）が平成17年3月25日付けで公布されたことに伴い、屋外広告物条例施行規則の施行について（平成5年9月30日付け都計第285号土木部長通知）の一部を改正し、次のとおりとすることとしたので、適切に事務処理願います。

記

1 第1条関係

この規則は、屋外広告物条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものであること。

2 第1条の2関係

この規定は、平成5年の改正により追加されたものであり、地域の景観に配慮し、地域の土地利用状況に応じたきめ細やかな規制を行うため、条例第2条に規定する地域又は場所（以下「禁止地域」という。）を2種類に、条例第4条に規定する地域（以下「許可地域」という。）を3種類に区分し、段階的に適用除外及び許可の基準を定めることとしたものであること。

(1) 第1種禁止地域

第1種禁止地域は、禁止地域のうち、条例第2条第9号に規定する「道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）から展望することができる地域で、知事が指定する区域」を除いた地域をいうものであって、文化財の周辺、自然環境保全地域などその地域本来の性格から広告物の表示が禁止されるものであること。

(2) 第2種禁止地域

第2種禁止地域は、条例第2条第9号に規定する「道路等から展望できる地域で、知事が指定する区域」をいうものであって、その地域の土地利用状況から広告物の表示が禁止されるものでなく高架等からの展望を理由として禁止地域になっているものなので、地域での経済的活動をできるだけ制限しないようにするため、禁止地域で許可を受けて表示できる自家用広告物及び道標・案内図板について第1種禁止地域より緩やかな許可基準が適用されるものであること。

(3) 第1種許可地域

第1種許可地域は、許可地域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に定められた区域であり、低層あるいは中高層住宅に係る良好な住居の環境を保持するため、最も厳しい基準が適用されるものであること。

(4) 第2種許可地域

第2種許可地域は、許可地域から第1種許可地域と第3種許可地域を除いた地域、すなわち①都市計画区域でない区域②都市計画区域のうち市街化調整区域③市街化区域を定めていない都市計画区域から用途地域を除いた区域であり、主に自然環境やその周辺市街地と広告物等の調和を図ろうとする地域であること。

(5) 第3種許可地域

第3種許可地域は、許可地域のうち、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域で第1種許可地域を除いた区域、すなわち商業地域、工業地域等に定められた地域であり、建築物等も多く、広告物を表示す

る必要性も高い地域であるため、許可基準は地域区分の中で最も緩やかになっているものであること。

なお、市街化調整区域であって用途が指定されている地域については、第2種許可地域であること。

3 第1条の3関係

この規定は、第1条の2の規定による区分に変更があった場合（都市計画区域内で用途が定められていない区域が第1種低層住居専用地域に定められる（第2種許可地域から第1種許可地域への変更）など）における経過措置を定めたもので、現に適法に表示され、又は設置されている広告物等についての適用除外又は許可の基準の適用は従前どおりとしたこと。したがって許可の更新の際には従前の区分の基準が適用されるものであるが、変更又は改造の許可の際には新しい区分の基準が適用されること。

4 第2条関係

禁止物件である電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱に表示できる広告物等は、金属製その他これに類する堅ろうな材質によるもので、巻型又はそで型のものであること。平成5年の改正により、金属製のみでなく金属と同様に堅ろうな材質によるものを追加したものであるが、今後の技術向上による新材質を考慮したものであること、具体的にどのようなものが当たるかについては逐次別に通知するものであること。

5 第3条関係

(1) 条例第4条（許可地域における許可）、第5条第3項（禁止地域における許可）又は第5条の2（特例許可）の規定により許可を受けようとする者は、いずれの場合においても様式第1号による屋外広告物表示（設置）許可申請書を、広告物等を表示し、又は設置しようとする場所を所管する土木事務所の長に提出するものであること（第1項）。

屋外広告物表示（設置）許可申請書の記載に関して留意する点は次のとおりであること。

イ 広告物等の種類の欄には、許可基準（別表第2）における広告物等の種類を記載するものであること。

ロ 表示（設置）の場所の欄の地域区分は、第1種禁止地域、第1種許可地域等の区分を記載するものであること。

ハ 広告物等の概要の欄は、形状、意匠、色彩、大きさが判断できるように記入するものであること。

特に、色彩基準が適用される広告物等に係る許可申請の場合には、使用する色のマンセル値又は社団法人日本塗料工業会発行の標準色見本帳の色番号をこの欄あるいは添付書類中に記載するものであること。マンセル値については、12(2)ロイのとおりであること。

ニ 表示（設置）の期間の欄は、表示（設置）者の希望期間を記入するものであるが、第4条の3で規定する許可の期間を限度とするようにすること。

ホ 表示面積の欄には、1個（枚）の表示面積を記入するものであること。手数料の額は、この表示面積により決定されるものであるから、数個の合計面積を記入することがないようにすること。

ヘ 表示（設置）の概要の欄は、該当するものについて、記入するものであること。

なお、条例第5条の2又は第10条第2項の規定に係る特例許可の申請があった場合には、申請事由を別紙に記載させるとともに、宮城県屋外広告物審議会への諮問を都市計画課あて依頼すること。

(2) 屋外広告物表示（設置）申請許可書には、次の図書を添付しなければならないものであること。ただし、簡易広告物又は移動広告物に係る申請については、添付しなくてよいこと（第2項）。

イ 広告物等を表示（設置）する場所の見取り図

見取り図は、特に縮尺を使用したものとする必要はなく表示（設置）の場所及び建築物等の概要が判断できるようなものであればよいが、許可申請の広告物等が独立して地上に設置するものであって建築物と同一の敷地内にはないものであるときは、その付近で独立して地上に設置された既存の広告物等（許可を受けて設置されているものに限る。）との距離を明記するものであること。

ロ 構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書

ハ 他人が所有し、又は管理する土地又は建築物等に表示し、又は設置する場合は、当該土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し

ニ 他の法令により許可を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し

道路法第32条第1項（道路占用の許可）、河川法第24条（河川敷占用の許可）、森林法第34条第2項（保安

林内の土地形質等の変更の許可)、建築基準法第6条(建築確認)等の規定により許可を要する場合については、その許可書等の写しを添付するものであること。他の法令の規定による許可が土木事務所においてなされるものであるときは、担当相互の連絡を保ち適切に処理するようにすること。特に、建築基準法施行令第138条第1項第3号に規定する高さが4mを超える広告塔、装飾塔、記念塔その他これに類するものについては、建築基準法第88条第1項の規定により準用される同法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けなければならないこととなっているので、留意すること。

- (3) 簡易広告物(広告幕を除く。)については、2以上の土木事務所の所管区域にわたって広範囲に表示されることが多いことから、この場合の許可の申請は、そのうちの1の土木事務所の長に屋外広告物表示(設置)許可申請書を提出すれば足りるものとしていること。

なお、この規定は表示する内容及び大きさが同一の広告物に限られるが、内容が同一とは、表示の文言が同一であることだけでなく意匠が同一であるものをいうこと(第3項)。

6 第4条関係

- (1) 条例の規定が適用されない広告物等の基準については、別表第1に掲げるとおりであること(第1項)。

なお、平成5年の改正により、条例第5条第1項第4号(旧条例第5条第4項)、同条第2項第1号及び同項第8号(旧条例第5条第2項第7号)の基準から、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーからの距離制限及び道路上の広告物に係る基準を削除しているが、これらの基準は道路通行上の安全を考慮したものであるため、道路占用の許可基準との整合性からそちらに委ねることとしたものであること。

また、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの、あるいは、信号機等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるものについては、条例第7条(禁止広告物)の規定により対応していくものであること。

イ 条例第5条第1項第4号(公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物等)の基準

この基準は、旧条例第5条第4項の基準に対応するものであること。

ロ 条例第5条第2項第1号(自家用広告物等)の基準

第1種禁止地域と第2種禁止地域では基準が異なるので留意すること。

なお、許可地域で15㎡を超える自家用広告物は、その超える部分だけでなく全面積が許可対象となるものであること。

ハ 条例第5条第2項第2号(管理用広告物)の基準

基準中「一団の土地」とは、同一の用途又は利用目的に使われているひとまとまりの土地をいうものであること。

ニ 条例第5条第2項第5号(電車又は自動車に表示する広告物等)の基準

平成5年の改正により、表示又は設置の方法等の欄の基準(特殊照明装置を使用しないこと等)は削除されていること。

ホ 条例第5条第2項第8号(公共的目的の道標・案内図板等)の基準

この基準は、道標か案内図板かという違いでなく、10以上の建物、施設等への案内を示したものとそれ以外のものに区分して定めたものであること。

ヘ 条例第5条第2項第9号(公共的団体が公共的目的のために表示・設置する広告物等)の基準

平成5年の条例改正により追加された適用除外の類型についての基準が定められたものであること。

ト 条例第5条第2項第10号(地方公共団体等が設置する掲示板に表示する広告物)の基準

この基準は、掲示板に表示する広告物についての基準であり、公共的団体が設置する掲示板そのものは、第9号の規定により適用除外になるものであること。

- (2) 別表第1備考において、別表における広告物等の面積の算出方法、端数の処理及び特殊照明装置の定義を定めていること。

イ 広告物等の面積の算出方法

(イ) 簡易広告物

表示面について、外わくを含み支柱等の部分を除いて平面積を算出するものであること。

(ロ) 固定広告物又は移動広告物

掲出物件（支柱等の部分を除く。）の広告物等の表示の方向への投影面積を各表示面ごとに算出すること。表示の方向とは、広告物等の表示面に垂直な方向をいうものであること。ただし、壁面等に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものについては、面積算出の便宜上、表示部分に外接する長方形、三角形又は円形のうち最小の面積になるものにより算出したものの合計とすることとしたこと。

これにより、1の表示の内容を数個の広告物等で表示する広告物等の面積については、当該広告物等の相互間の空間を加えないこととなったので留意すること。

また、広告物等の形態上の理由からその表示の方向が特定できないものについては、掲出物件の最大投影面積（360度方向から展望可能なものについては、最大投影面積の2倍）とすることとしたこと。

ロ 端数の処理

広告物等の面積を算出する際の小数点以下の端数の処理は、四捨五入とするものであること。

ハ 特殊照明装置の定義

従来、サーチライト式のもの、1kw以上の光源を使用するもの等を特殊な照明装置としていたが、現在これらのものは多数みられるようになり、特殊なものといえなくなった状況から定義を見直したものであること。「ネオン管が露出しているネオンサイン」とは、ネオン管がガラス、プラスチック等に被覆されていないので外部から直接見えるものであり、いわゆる内照式のものについては該当しないこと。また、「点滅するもの」とは、一定の時間をおいて照明が付いたり消えたりするもので、映像等が連続的に動くものを含むものであること。

- (3) 第2項において、条例第5条第1項第4号に規定する規則で定めるもの（公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物等）を定めていること。

7 第4条の2関係

この規定は、条例第6条に規定する新たに広告物等の表示等が禁止され、又は広告物等の表示等について許可を要することとなった際の経過措置に関し、従前の例による期間が通常と異なる「堅ろうな広告物等」及びその期間を定めたものであること。

堅ろうな広告物等については、建築基準法の規定による建築主事の確認を受けることとしていることから、確認が必要でない大きさのものは該当しないものであること。

8 第4条の3関係

- (1) この規定は、条例第8条第1項の許可の期間について、広告物等の種類によってそれぞれ最長期間を定めたものであり、管理状況等により短縮して許可することができるものであること。なお、今回の改正により、固定広告物及び照明広告物の最長許可期間を2年から3年とするなど、許可期間の延長を行ったものであること。
- (2) 第1号ロに規定する許可期間が1年以内である立看板は、表示面がベニヤ板、金属板、プラスチック板等の耐久性のある材質であって、塗料で塗り書き又は直接印刷、焼き付け等した表示方法についても耐久性を有するものであること。

9 第5条関係

- (1) 条例第8条第3項の規定により許可の更新を受けようとする者は、様式第2号による屋外広告物許可更新申請書を提出するものであること（第1項）。
- (2) 屋外広告物許可更新申請書には、広告物等の管理状況を把握し、適切な指導等を行うために、許可の更新を受けようとする広告物等の全景を撮影したカラー写真を添付させることとしたこと。ただし、移動広告物又は広告物等の面積が1㎡以内の小さいものについては、これを免除することとしていること（第2項）。
- (3) 屋外広告物許可更新申請書の提出先については、屋外広告物表示（設置）許可申請書と同様であること（第3項）。

10 第6条関係

- (1) 条例第9条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、様式第3号による屋外広告物変更（改造）許可申請書を提出するものであること（第1項）。
- (2) 屋外広告物変更（改造）許可申請書に添付する他の法令の規定により許可を要する場合については、当初の

表示（設置）の許可の際と同様に道路占用に係る許可等をいうものであること（第2項）。

- (3) 屋外広告物変更（改造）許可申請書の提出先については、屋外広告物表示（設置）許可申請書と同様であること（第3項）。

11 第7条関係

この規定は、条例第9条第1項の規定による変更又は改造の許可を要しない軽微な変更又は改造について定めたものであること。

- (1) 広告物等の管理のために行う塗料の塗り替え、補強又は修繕については、許可を要しないものであるが、表示内容、色彩、意匠、形状、大きさ及び構造のいずれかに変更がある場合は変更（改造）の許可又は表示（設置）の許可を受けなければならないこと。
- (2) 掲示板等あるいは広告幕を掲出する物件について許可を受けている場合において、これらにはり紙又は広告幕を取り替えて表示することについては、許可を要しない旨明示したこと。
- (3) 常設の興行場がその興行内容を表示する広告物を掲出する物件についても、物件について許可を受けていれば、広告物の取り替えに許可を要しない旨明示したこと。ただし、第1種禁止地域については、色彩に関する規制があるのでこの規定は適用されないこと。

12 第8条関係

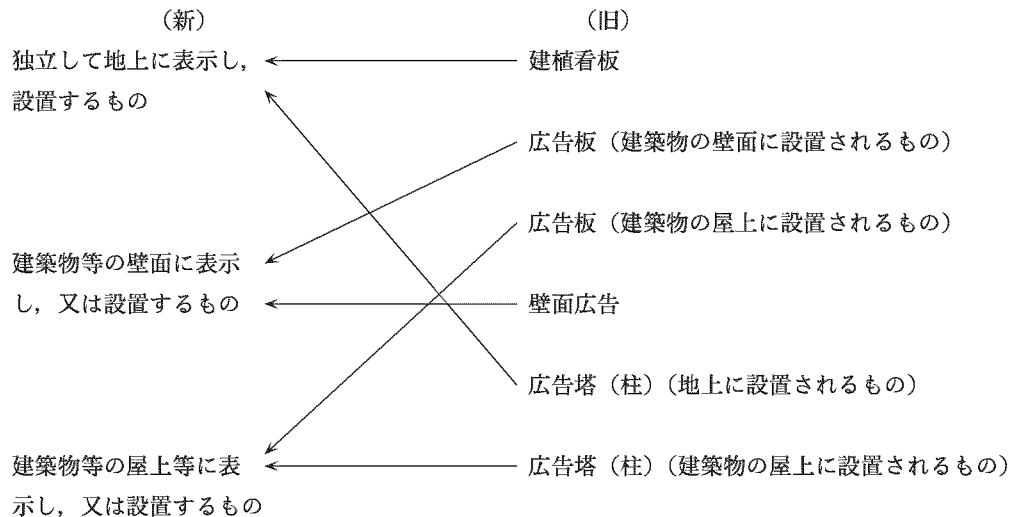
条例第10条第1項に規定する広告物等の許可（許可地域における許可、禁止地域における許可及び変更（改造）の許可）の基準については、別表第2に掲げるとおりであること（第1項）。

なお、禁止地域における許可の基準及び変更（改造）の許可の基準については、平成5年の改正により新たに定めたものであること。

(1) 広告物等の種類

広告物等の種類については、大分類4種類小分類11種類に分けていたものであるが、例えば建植看板と広告塔（柱）のように形態の差がほとんどなくなっているなどの理由により、固定広告物（電柱類広告を除く。）及び照明広告物については形状による分類を廃止し、広告物等の表示・設置場所により分類し基準を定めたものであること。

固定広告物（電柱類広告を除く。）及び照明広告物の分類の変更については、次のとおりである。



(2) 許可地域における許可の基準（別表第2第1号の表）

イ 簡易広告物の許可の基準

はり紙には、屋外広告物法第7条第4項に規定するはり札等が含まれるものであること。また、のぼり、旗等は、従来どおり広告幕に含まれ、懸垂式のものとして取り扱うものであること。

なお、道路を横断する広告幕の設置の位置の基準並びに広告幕及び立看板の踏切等からの距離制限につい

ては、6-(1)適用除外の基準と同様の理由により削除していること。

ロ 固定広告物及び照明広告物の許可の基準

(イ) 共通の基準

道路の区域に表示し、又は設置する広告物等の許可の基準として、平成5年の改正により色彩に関する規制を導入したものであり、彩度が6を超える色（色相がR（赤）、YR（黄赤）又はY（黄）のものにあっては彩度が8を超える色。以下「高彩度色」という。）を広告物等の一面の面積の5分の1を超えて使用できないこと、及び特殊照明装置を使用できないこととしたこと。

ただし、建築物等の壁面に直接塗り書き又ははり付け等をして表示するものについては適用がなく、また、面積が1㎡以内の広告物等については高彩度色を広告物等の一面の面積の2分の1を超えて使用できないこととしていること。

この場合の色相又は彩度とは、日本工業規格（JIS）のマンセル表色系における色相又は彩度をいうものであり、色相は赤、青、黄等の色味を、彩度は色の鮮やかさを示すものであること。また、マンセル値は色相、明度（明るさを示すもの）／彩度の順に表され、例えば5.5R8.0/1.5は5.5Rという色味で明度が8.0彩度が1.5の色を表しているものであること。

(ロ) 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められていること。第2種許可地域の基準中「建築物と同一の敷地」とは、建築物の存するひとまとまりの土地をいうものであるが、土地としてつながっていても用途の異なる土地（例えば住居に隣接する田畑等）は含まないものであること。

なお、平成5年の改正により、道路から100mの距離制限を廃止し、広告物間の距離については、第2種許可地域において建築物と同一の敷地でない広告物等についてのみ5m以上離すこととしたこと。

(ハ) 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められていること。壁面からの突出しは、上方には1m以内、水平方向には1.5m以内（道路上で1m以内）としたので留意すること。

(ニ) 建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物

許可の基準は、地域の区分ごとに定められており、屋上の広告物が様々な形態を持つことから、いずれも建築物等の壁面面積の合計と広告物等の面積の合計との割合によっていること。

平成5年の改正により、壁面の垂直直上面から突き出さない旨の基準を定めているが、屋上構造物の壁面が建築物等の壁面の垂直直上面に重なるように設置されている場合で構造物の壁面又は構造物の上に広告物等を表示し、又は設置するときに構造上やむを得ず垂直直上面を超えるものについては、これに当たらないこと。

また、高さが20mを超える建築物の屋上を利用して表示し、又は設置する広告物等で面積が200㎡を超える大型のものについては、色彩を規制することとしたものであり、高彩度色を広告物等の一面の面積の5分の1を超えて使用できないこと、及び特殊照明装置を使用できないこととしたこと。ただし、建築物の屋上構造物の壁面に直接塗り書き又ははり付け等して表示するものについては、当該壁面面積の5分の1を超えないものであること。

(ホ) 電柱類広告

電力柱、電信電話柱、街路灯柱、軌道柱、消火栓標識及びバス停留所標識に表示し、又は設置する広告物等の許可の基準を定めたものであること。

ハ 移動広告物及びアドバルーン等の許可の基準

移動広告物の許可の基準については、6-(1)適用除外の基準と同様の理由で表示又は設置の方法に係る基準を削除していること。

なお、アドバルーン等の基準中掲揚高度とは、気球の掲揚高度であること。

(3) 禁止地域における許可の基準（別表第2第2号の表）

イ 自家用広告物等

自家用広告物等の許可の基準は、地域の区分により定められており、第2種禁止地域（新幹線、高速道路

等からの展望地域)の基準については、許可地域における許可の基準(固定広告物については第2種許可地域の許可の基準)を適用するものであること。

第1種禁止地域においては、固定広告物により表示することとしており、特殊照明装置を使用した広告物については許可できないものであること。また、色彩に関する規制及び総量規制をすることとしたこと。

ロ 道標、案内図板

道標、案内図板の許可基準については、第1種禁止地域において色彩を規制することとしたほかは、第1種禁止地域及び第2種禁止地域の基準は同一であること。

(4) 変更(改造)の許可の基準(別表第2第3の表)

この基準に適合しない変更(改造)については、新たな広告物等の表示(設置)として取り扱う(表中5, 6又は7に適合しない場合はいずれにしても許可できない。)ものであること。

(5) 広告物等の面積の算出方法、端数の処理及び特殊照明装置の定義については、6-(2)適用除外の基準におけるものと同様であること。

13 第9条関係

(1) 屋外広告物許可済印(様式第4号)における年月日欄は、許可期間が満了する年月日を記入するものであること。

(2) 屋外広告物許可済印(様式第5号)における年月日欄は許可期間が満了する年月日を、番号欄は許可指令の番号を記入するものであること。

(3) 屋外広告物変更許可済印(様式第6号)における年月日欄は許可期間が満了する年月日を、番号欄は許可指令の番号を記入するものであること。

14 第10条関係

(1) 条例第13条第2項に規定する除却の届出、条例第20条第4項に規定する工事完了の届出及び滅失の届出が必要な広告物等の種類は、固定広告物及び照明広告物であること(第1項)。

(2) 工事完了等の届出は、様式第7号による屋外広告物工事完了(除却、滅失)届出書を土木事務所の長に提出するものであること。記載に当たっての留意事項は次のとおりであること。

イ 工事完了届出において、許可した個数と表示(設置)した個数が一致しない場合は、未表示(未設置)の場所を備考欄に記載すること。

ロ 除却(滅失)届出において、表示(設置)の残数がある場合は、除却した広告物等の表示(設置)場所を備考欄に記載すること。

15 第11条関係

広告物等の除却命令に従わず除却がなされない場合において、条例第17条の規定により違反広告物である旨の表示をする場合は、様式第8号による表示書を広告物等にはり付けるものであること。

16 第11条の2関係

条例第17条の3第1項第1号の規則で定める公示の掲示場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所(土木事務所が地方合同庁舎にある場合には、当該地方合同庁舎)とするものであること。

17 第11条の3関係

(1) 条例第17条の3第2項の規則で定める保管広告物等一覧簿の様式は、様式第8号の2のとおりであること(第1項)。

(2) 条例第17条の3第2項の規則で定める保管広告物等一覧簿の備付け場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所とするものであること(第2項)。

18 第11条の4関係

条例第17条の5第2項の規則で定める保管した広告物等の売却の手続は、別に定めるもののほか、財務規則の定めるところによるものとしたこと。

19 第11条の5関係

条例第17条の7の規則で定める受領書の様式は、様式第8号の3のとおりであること。

20 第12条関係

条例第20条第1項から第3項までの規定による管理者の設置、廃止及び変更の届出並びに広告物等の表示（設置）者の変更の届出は、様式第9号による屋外広告物管理者設置等届出書を土木事務所の長に提出するものであること。

21 第13条関係

- (1) 広告物景観モデル地区においては、許可を要しない広告物等についても届出を要することとしているが、この届出の様式は当該地区ごとにその基準に合わせて別に定めることとしたこと（第1項）。
- (2) 広告物景観モデル地区において届出を要しない広告物等は、簡易広告物、移動広告物、面積が1㎡以内の広告物等、軽微な変更（改造）に係るものなどであること。

22 第14条関係

屋外広告業者が更新の登録を受けようとするときは、有効期間満了日の30日前までに申請をしなければならないこと。

23 第15条関係

条例第23条第1項に規定する登録申請書の様式は、新規・更新の場合ともに、様式第12号のとおりとすること。

24 第16条関係

- (1) 条例第23条第2項の規定による規則で定める登録申請書の添付書類は、次に掲げるものとする（第1項）。
 - イ 登録申請者が法人の場合にはその役員、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人が、登録拒否事由（第25条第1項第1号から第4号まで）に該当しない者であることの誓約書
 - ロ 業務主任者が条例第31条第1項各号のいずれかに適合する者であることの証明書
 - ハ 登録申請者の略歴書。ただし、登録申請者が法人である場合にはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人を含むものであること。
 - ニ 登録申請者が法人である場合は、登記事項証明書
 - ホ 登録申請者が個人である場合であって、商号により登録をするときは、登記事項証明書
- (2) 住民基本台帳法に規定する本人確認情報の提供を受け、又は利用することができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができるものであること（第2項）。
- (3) 誓約書の様式は様式第13号、略歴書の様式は様式第14号のとおりとすること（第3項、第4項）。

25 第17条関係

- (1) 条例第26条第1項の規定による登録事項の変更届出は、様式第15号による屋外広告業登録事項変更届出書により行うものであること（第1項）。
- (2) (1)の届出をする場合において、次に掲げる変更のときは、当該書面を変更届出書に添付しなければならないものであること（第2項）。
 - イ 法人である場合で、名称又は住所の変更 登記事項証明書
 - ロ 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更が必要な場合に限る。） 登記事項証明書
 - ハ 法人である場合で、その役員の氏名の変更 登記事項証明書、誓約書及び略歴書
 - ニ 未成年者である場合で、その法定代理人の氏名又は住所の変更 誓約書及び略歴書
 - ホ 業務主任者の氏名又は所属する営業所の名称の変更 業務主任者が条例第31条第1項各号のいずれかに適合する者であることの証明書
- (3) 住民基本台帳法に規定する本人確認情報の提供を受け、又は利用することができないときは、変更届出者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができるものであること（第3項）。

26 第18条関係

条例第28条第1項に規定する屋外広告業の廃業等届出は、様式第16号による屋外広告業廃業等届出書により行うものであること。

27 第19条関係

屋外広告物講習会の講習を受けようとする者は、公告された申込受付期間内に様式第17号による屋外広告物講

習会申込書に写真及び履歴書を添付して知事あて提出することとし、別表第3に掲げる者で受講手数料の一部免除を受けようとする者については、別表第3に掲げる者であることを証する書類を添付することとしていること。

なお、様式第18号による屋外広告物講習会修了証書については、考査等によらず講習会の課程をすべて受講したことにより交付するものであること。

28 第20条関係

- (1) この規定は、業務主任者となる知識を有する者であることの認定について定めたものであり、認定をするに当たっては、広告物等の表示又は設置に関する業務に責任者として通算5年以上従事した者であること並びに広告物等の表示又は設置に関し過去5年間屋外広告物法並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者であることのいずれにも該当する者であることを要すること。
- (2) 様式第19号による業務主任者認定申請書に添付する書類で、広告物等の表示又は設置に関する業務に責任者として通算5年以上従事した者であることを証する書面は、使用者の証するものであること。ただし、使用者の死亡、解散等あるいは本人の個人経営である場合など使用者の証明を得ることが不能又は困難であるときは、その理由を付し、かつ、現に屋外広告業を営む者3名以上が証する書面を添付するものとする。

29 第21条関係

条例第32条第3号の規定により、屋外広告業者が営業所ごとに掲げる標識に記載する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項であること。また、標識の様式は様式第21号のとおりとすること。なお、標識は屋外広告業者が自ら作成するものであること。

- イ 法人である場合は、その代表者の氏名
- ロ 登録年月日
- ハ 営業所名
- ニ 業務主任者の氏名

30 第22条関係

- (1) 条例第33条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項を定めたものであること（第1項）。
- (2) 帳簿の様式は第22号のとおりとすること（第2項）。また、帳簿は広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成するとともに、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存するものであること（第3項、第4項）。

31 第23条関係

条例第35条第2項に規定する監督処分簿の記載事項で規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- イ 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所、役員の氏名（法人である場合に限る。）並びに登録番号
- ロ 処分の原因となった事実
- ハ その他参考となる事項

32 第24条関係

様式第23号による身分証明証が交付される職員は、広告物等の規制に係る者であること。交付を受けている職員の異動等があった場合は、土木事務所長は、速やかに、新たな職員については所属課、職名、氏名、生年月日及び変更のあった年月日を、広告物等の規制に係る職員でなくなった者については氏名及び変更のあった年月日を文書により都市計画課長あて報告すること。その際広告物等の規制に係る職員でなくなった者の検査員証を当該文書に添付すること。また、検査員証を紛失した者があるときは、土木事務所長は速やかにその理由を記載してその旨を報告すること。

33 第25条関係

土木事務所においては、広告物等の許可に係る台帳等を整備し、許可の更新等に当たっての指導、広告物等の管理状況の把握等を適切に行うこと。

34 附則関係

- (1) 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県規則第121号）関係

この規則は、屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成16年宮城県条例第67号）の施行の日（平成16年12月17日）から施行するものであること。

(2) 屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年宮城県規則第72号）関係

- イ この規則は、平成17年7月1日から施行するものであること。ただし、許可期間延長の規定（第4条の3）は、同年4月1日から施行するものであること（第1項）。
- ロ 改正前の諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の諸様式とみなすこととしたものであること（第2項）。

(7) 屋外広告物条例施行規則改正通知（禁止地域の指定等）

都 市 第 2 7 号

平成27年4月1日

各 土 木 事 務 所 長 }
東 部 土 木 事 務 所 登 米 地 域 事 務 所 長 } 殿
(行 政 班 扱 い)

土 木 部 長

屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定等について（通知）

このことについて、別添のとおり改正されましたので、承知の上、適切に事務処理願います。

なお、改正の概要等は、下記のとおりです。

おって、事務移譲市町には別に通知しています。

記

- 1 禁止地域の指定（「屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定」（平成5年宮城県告示第1415号関係））
 - (1) これまで屋外広告物条例施行規則（昭和49年宮城県規則第44号。以下「規則」という。）第1条の2の表中禁止地域の項に規定する第1種禁止地域に指定する区間及び区域を路線ごとに個別に指定していたところ、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する「高速自動車国道」及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項又は第2項に基づき指定された「自動車専用道路」の全線（未供用の区間並びにパーキングエリア及びサービスエリアの区域を除く。）を一括指定とすること。
 - (2) (1)の区間から展望することができる地域を規則第1条の2の表禁止地域の項に規定する第2種禁止地域に指定すること及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する「地区計画等」の定められている区域を当該禁止地域から除外すること。
 - (3) 屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2号により知事が指定し禁止地域から除く区域について、特別名勝松島のうち都市計画法第12条の4に規定する「地区計画等」の定められている区域を追加すること。
- 2 許可地域の区分の変更（屋外広告物条例施行規則第1条の2関係）
 - (1) 規則第1条の2の表中許可地域の項に規定する区分のうち、第1種許可地域に「都市計画法第8条第1項に規定する用途地域が定められていない区域で、かつ、地区計画等が定められた区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画における建築物の用途の制限により建築基準法別表第2（に）項第8号に規定する建築物を建築してはならない区域」を追加すること。

- (2) 許可地域の区分のうち、第3種許可地域に「地区計画等が定められている区域（第1種許可地域を除く。）」を追加すること。

3 経過措置

(1) 禁止地域の指定

今回新たに禁止地域に指定した地域に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、条例第6条の規定により、当該指定の日から3年間（規則第4条の2に定める堅ろうな広告物等にあつては、7年間（当該広告物等の耐用年数から、当該広告物等の表示又は設置に必要な工事を完了した日の翌日から当該指定の日までの年数を控除した残余の年数が7年を超えるときは、その残余の年数の間））は、なお従前の例によること。

(2) 許可地域の区分の変更

今回の許可地域の区分の変更があつた際に当該地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、規則第1条の3の規定により規則第4条及び第8条の基準の適用については、なお従前の例によること。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するときは、区分変更後の基準によること。

[参考] 建築基準法別表第二（に）第8号で規定する建築物

下記に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

建築物の種類	備考	根拠法令
住宅		(は)項1号、(い)項1号
兼用住宅（住居部分が延べ面積の2分の1以上、かつ、非住居部分の床面積合計が50㎡以下）	非住居部分の用途 ①事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車等の駐車施設を同一敷地内に設けるものを除く）、②主に日用品を販売する店舗、食堂・喫茶店、③理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋等、④洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店等※、⑤自家販売のための食品製造業（食品加工業）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等※、⑥学習塾、華道教室、囲碁教室等、⑦美術品・工芸品を製作するためのアトリエ・工房※ ※原動機を使用する場合、出力合計0.75kw以下に限る	(は)項1号、(い)項2号 令130条の3
共同住宅、寄宿舎又は下宿		(は)項1号、(い)項3号
学校、図書館等	大学、高専、専修学校等を含む	(は)項1号、(い)項4号、(は)項2号

神社，寺院，教会等		(は)項1号，(い)項5号
老人福祉センター，児童厚生施設，老人ホーム，保育所，福祉ホーム等		(は)項1号，(い)項6号 (は)項4号
公衆浴場	個室付浴場業を除く	(は)項1号，(い)項7号
病院，診療所		(は)項1号，(い)項8号 (は)項3号
巡査派出所，公衆電話所，政令で定める公益上必要な建築物	政令で定める公益上必要な建築物 ①郵便局（延べ面積が500㎡以内），②地方公共団体の支庁・支所等（延べ面積600㎡以内），③近隣公園の公衆便所，休憩所，④バス停の上家，⑤認定電気通信事業施設，電気事業施設（特定規模電気事業を除く），一般（簡易）ガス事業施設，液化石油ガス販売事業施設，水道事業施設，公共下水道施設，都市高速鉄道施設，熱供給事業施設で大臣が指定するもの	(は)項1号，(い)項9号 令130条の4
店舗，飲食店等の用途に供するもののうち政令で定めるもの（その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡をこえるもの，3階以上の部分をその用途に供するものを除く）	政令で定めるもの ①理髪店，美容院，クリーニング取次店，質屋，貸衣装屋，貸本屋等，②洋服店，畳屋，建具屋，自転車店，家庭電気器具店等※，③自家販売のために食品製造業（食品加工業）を営むパン屋，米屋，豆腐屋，菓子屋等※，④学習塾，華道教室，囲碁教室等，⑤物品販売業店舗（専ら性的好奇心をそそる写真等の販売を行うものを除く），飲食店，⑥銀行支店，損害保険代理店，宅建業店舗等 ※作業場の床面積の合計が50㎡以内，かつ，原動機を使用する場合は出力合計0.75kw以下	(は)項5号 令130条の5の3，令130条の5の2
自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く）		(は)項6号
税務署，警察署，保健所，消防署等 認定電気通信事業施設，電気事	巡査派出所，公衆電話所，郵便局（延べ面積500㎡以内），地方公共団体の支庁・支所等（延べ面積600㎡以内），近隣公園の公衆便所・休憩所，バス停の上家，認定電	(は)項7号 令130条の5の4， (い)項9号，令130

業施設（特定規模電気事業を除く）、一般ガス（簡易）ガス事業施設で大臣が指定するもの	気通信事業施設・電気事業施設（特定規模電気事業を除く）・一般（簡易）ガス事業施設・液化石油ガス販売事業施設・水道事業施設・公共下水道施設・都市高速鉄道施設・熱供給事業施設で大臣が指定するもの及び5階以上の部分をこれらの用途に供するものを除く	条の4
上記の建築物に附属するもの	<p>下記の①～⑤を除く</p> <p>①自動車車庫（以下「車庫」）で当該車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する車庫の用途に供する工作物の築造面積（築造面積が300㎡以下である場合その値を減じた値）を加えた値が3,000㎡（同一敷地内にある建築物（車庫を除く。）の延べ面積の合計が3,000㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの（②に掲げるものを除く。）</p> <p>②公告対象区域内の建築物に附属する車庫で次のイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が10,000㎡を超えるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに①により算定される車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの</p> <p>③車庫で3階以上の部分にあるもの</p> <p>④床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>⑤火薬類取締法の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造、消防法2条7項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）、マッチの製造、可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。）、圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>	(は)項8号 令130条の5の5, 令130条の5, (と)項4号, (ぬ)項1号

(8) 重点監視地域の設定関係通知

都市第140号
平成11年5月28日

各土木事務所長 殿

土木部長

違反広告物クリーン運動の見直しについて（通知）

違反広告物クリーン運動については、屋外広告物条例に違反する屋外広告物が著しく増加し、しかも管理されずに放置されているものがある。このため、都市の美観をそこね道路交通等の危険を招来しかねない状況にあることから、屋外広告物規制の広報活動、指導等を維持及び公衆への危険防止を確保することを目的として昭和58年度から実施してきたものです。しかしながら、依然として違反広告物は増加しており、昨年の屋外広告物担当者会議でも各土木事務所から問題点が指摘され、見直しが求められていたところでありました。

このため、今後は、従来と同様の形式によるクリーン運動につきましては、実施しないこととし、別紙のような対応をお願いすることといたしましたので、適切に事業を実施願います。

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年宮城県規則第121号）が平成16年12月17日付けで、屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年宮城県規則第72号）が平成17年3月25日付けで公布されたことに伴い、屋外広告物条例施行規則の施行について（平成5年9月30日付け都計第285号土木部長通知）の一部を改正し、次のとおりとすることとしたので、適切に事務処理願います。

別紙

【重点監視地域の設定】

違反広告物の是正のため、重点的に監視を行う地域（重点監視地域）を定め、計画的に巡視等を実施することとする。

(1) 設定要件

- ① 各土木事務所ごとに毎年度1カ所設定する（継続可）。
- ② 次に掲げる地域などの全部又は一部を設定する。
 - ・ 条例第2条に定める禁止地域
 - ・ 条例第4条に定める許可地域のうち特に必要と認める地域
（中心市街地、観光地、主要幹線道路周辺、港湾・駅前周辺等）
- ③ 面積等の基準は設けないこととする。

(2) 設定状況及び重点監視実施結果

各土木事務所長は、重点監視地域を定めた場合には、速やかに設定状況を報告すること（様式任意）。また、毎年4月30日までに前年度の実施結果を都市計画課長あて報告すること（別紙様式）。

(3) その他

- ① 違反広告物を発見した場合には、「違反広告物の取締りに関する事務取扱要領」に基づいて事務処理を行うこと。
- ② クリーン運動の協力機関に対しては、従来と同様の形式による運動は実施しない旨を説明するなどとし、逆に、類似事業への協力を求められた場合には、事業当日の参加などについて配慮願いたい。
- ③ 違反広告物の是正のためには、屋外広告物制度（規制）内容に関する啓蒙・普及も必要であることから、管内の監視の推進と併せて、必要な施策について検討願いたい。
- ④ 都市計画課長は、実施結果等について必要に応じて公表等を行うとともに、屋外広告関係団体等を通じて屋外広告物規制に関する啓蒙・普及を図ることとする。

【別紙様式】

年度重点監視地域における監視実施結果報告

____年 ____月 ____日
____事務所

設 定 地 域	
設 定 理 由	
監 視 実 施 結 果	

※違反広告物処理台帳の写しの添付でも可

(9) その他取扱い通知

都 市 号 外
平成 21 年 4 月 28 日

各 土 木 事 務 所 長 }
東部土木事務所登米地域事務所長 } 殿

都 市 計 画 課 長

屋外広告物条例と地区計画（都市計画法）に係る取扱いについて（通知）

このことについて、別紙のとおり定めましたので、適切に事務処理願います。

別紙

～屋外広告物条例と地区計画（都市計画法）に係る取扱いについて～

市町村が策定する地区計画において、建築物等の用途や形態又は意匠等に関する制限の中で、屋外広告物の表示（設置）基準について規定しているものがあります。

例えば、地区計画で定める基準に不適な屋外広告物の表示（設置）に係る許可申請が土木事務所にあった場合、現行の屋外広告物条例（昭和 49 年 3 月 30 日宮城県条例第 16 号 以下「条例」という。）上の取扱いでは、条例において拒否できる条項がないことから、土木事務所は受理し、条例・規則等に定められた要件を満たせば許可する必要があり、法令上も問題はないと考えられます。

しかしながら、地区計画と屋外広告物を併せて所管する都市計画課としては、相互の取扱いに齟齬が生じないように、可能な範囲で調整を図る必要があると考えております。

以上のことから、各土木事務所（地域事務所）におきましては、屋外広告物の表示（設置）に係る許可申請に際して、道路法、建築基準法等の法令との調整と併せて、下記のとおり対応願います。

記

- 1 屋外広告物の表示（設置）に係る許可申請の際、当該許可申請に係る場所が屋外広告物の表示（設置）について制限のある地区計画区域に該当するか確認願います。
- 2 1 において地区計画区域に該当する場合、当該許可申請者に対して、地区計画に係る手続き（届出等）を経ているかを確認するとともに、経ていない場合は、申請者に対して、当該地区計画を所管する市町村（地区計画担当課）に相談の上、当該手続きを経てから、当該許可申請を行うよう要請願います。
- 3 1 及び 2 と併せて、当該地区計画を所管する市町村（地区計画担当課）に対しても当該許可申請があった旨と必要な情報（申請者名、表示（設置）場所、許可予定期間等）について連絡願います。

○都市計画課の対応等

地区計画の所管は市町村であることを踏まえ、屋外広告物の表示（設置）の制限に係る地区計画の遵守については、まず市町村が主体となって対策を検討・実施するべきであるという考えから、都市計画課としては、市町村において検討・実施された対策、関係機関の意向等を踏まえながら、屋外広告物条例上も整合する取扱いについて検討・実施していくこととします。

各 土 木 事 務 所 長
東 部 土 木 事 務 所 登 米 地 域 事 務 所 長
栗 原 市 長
東 松 島 市 長
大 和 町 長

} 殿

宮 城 県 土 木 部 長

**屋外広告物条例第2条第9号及び第4条第3号に規定する「展望することができる地域」
における「視認できない広告物等」の取扱いについて（通知）**

本県の屋外広告物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「屋外広告物条例の施行について」（平成5年9月30日付け都市第284号土木部長通知）が平成28年4月1日付けで改正されたことに伴い、新たに別に定めることとした屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）第2条第9号及び第4条第3号に規定する「展望することができる地域」における「視認できない広告物等」の取扱いについて、別紙のとおり定めましたので、適切に事務処理願います。

なお、これに伴い「宮城県告示第1133号で第2種禁止地域として指定した区間におけるトンネル部の取扱いについて」（平成22年12月15日付け都市号外都市計画課長通知）は廃止します。

おって、事務移譲市町には別に通知しています。

（注）破線部は市町村長あてのみ、最終行は県機関あてのみ

(別紙)

屋外広告物条例第2条第9号及び第4条第3号に規定する「展望することができる地域」における「視認できない広告物等」の取扱いについて

1 「視認できない広告物等」の判断基準

「視認できない広告物等」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、道路等からの景観を阻害しないことが明らかであるものをいう。

- (1) 広告物等の表示及び設置位置の最上部及び最下部から道路等の方向を見た場合、障害物（一時的、仮設的なものを除く）により当該道路等上を通行する車両等が全く確認できないもの
- (2) 道路等から広告物等に向けて垂直に伸ばした線に対し、広告物等の表示されていない面（裏面）が45度以上135度以下の範囲で面しているもの
- (3) 道路等と広告物等の距離が、表示面中の最大の一の文字（又はイメージ等）の高さ又は幅のいずれか大きい方の300倍以上離れているもの

2 第2種禁止地域における「視認できない広告物等」の審査手続

(1) 「第2種禁止地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書」の提出

第2種禁止地域内に道路等から視認できない広告物等を設置しようとする者は、当該広告物等の表示（設置）許可申請時に、「道路等から展望することができる地域における屋外広告物表示（設置）に係る確認書」（別紙様式）に次に掲げる資料を添付して提出するものとする。

- ① 広告物等の意匠、大きさがわかる図面【共通】
 - ・ 広告物等の文字又はイメージ等の大きさ、裏面の状況等がわかるものであること。
- ② 広告物等の位置図【共通】
 - ・ 広告物等と道路等の距離がわかるものであること。
- ③ 広告物等の設置位置と道路等の位置関係がわかる写真【共通】
 - ・ 写真は、広告物等の位置から道路等の方向に向けて撮影すること。
- ④ 平面図【第2号】
 - ・ 広告物等の道路等に対する設置角度がわかるもの
- ⑤ その他
 - ・ 広告物等が道路等から視認できないこと、景観を阻害しないものであることを審査するために必要な資料

(2) 審査方法

「1 「視認できない広告物等」の判断基準」の各号のいずれかに該当することを次の方法により確認する。ただし、各号に該当するものでも、明らかに道路等からの景観を阻害している広告物等と判断されるものについては、視認できるものとして、禁止地域の規制の対象とする。

審査の結果、「視認できない広告物等」に該当する場合は、当該広告物等が「展望することができる地域」の外に存在するものとして取り扱うものとする。

〔第1号〕道路等からの展望を遮る障害物が存在するもの

- ・ 位置図又は写真で広告物等が道路等から視認できないことを確認すること。
- ・ 写真は、広告物等の位置から道路等の方向に向けて撮影したもので、道路等を通行する車両が障害物により全く確認することができないものであること。

〔第2号〕広告物等の表示面が道路等に向いていないもの

- ・ 平面図等で、直近の道路等から伸ばした垂直線に対して裏面側の設置角度を計測し、45度以上135度以下の範囲内にあることを確認すること。

〔第3号〕広告物等の表示内容の判別が困難なもの

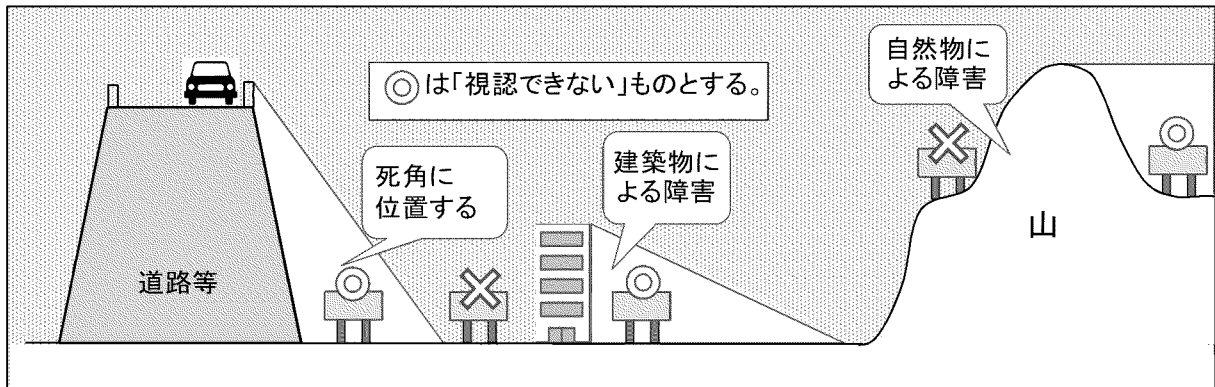
- ・ 広告物等の意匠図で最大の一の文字（又はイメージ等）の高さ又は幅のいずれか大きい方を測定し、その300倍の長さが広告物等と道路等の距離内であることを確認すること。

3 留意事項

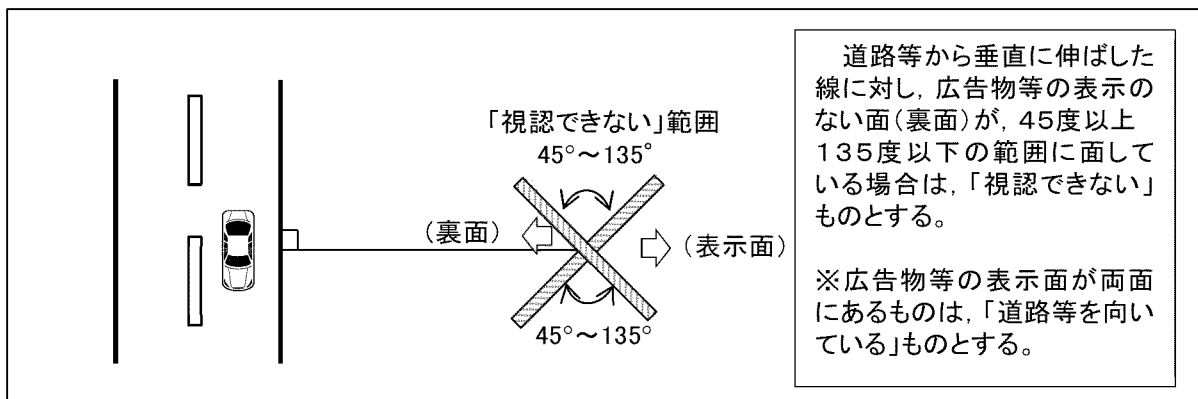
- ・ 本取扱いは、道路等からの景観の保全のため条例において禁止地域としている区域での例外的な措置であり、禁止地域内において「視認できない広告物等」の表示又は設置を推奨しているものではないこと。
- ・ 道路等から「視認できない広告物等」であることの挙証責任は、広告物等の表示（設置）許可申請者が負うものであること。
- ・ 道路等から視認できない広告物等で、都市計画区域内又は一般国道及び主要地方道沿い（路肩から500mの範囲）にあるものは、第2種許可地域の基準により表示（設置）を許可するものであること。
- ・ 本取扱いに基づき表示（設置）を許可した広告物等がその後の事情の変更等により道路等から視認できなくなった場合は、条例第6条（経過措置）が適用されるものであること。
- ・ 新たに道路等が開通したために条例第6条（経過措置）の対象となっている広告物等で、道路等から視認できないことが明らかであるものについては、本取扱いによる許可の切替えを指導すること。
- ・ 条例第5条第3項第1号に規定する自家用広告物等、第2号に規定する道標若しくは案内図板又はこれらを掲出する物件及び条例第5条の2に規定する公益上特にやむを得ないと認める広告物等の表示又は設置の許可については、本取扱いは適用しないものであること。

[参考] 「視認できない広告物等」の判断基準の考え方

(1) 道路等からの展望を遮る障害物が存在するもの



(2) 広告物等の表示面が道路等に向いていないもの



(3) 広告物等の表示内容の判別が困難なもの

